

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第45回本部員会議 次第

日 時：令和3年8月26日(木)
15時30分～16時
場 所：危機管理センター
災害対策本部室

あいさつ

議 題

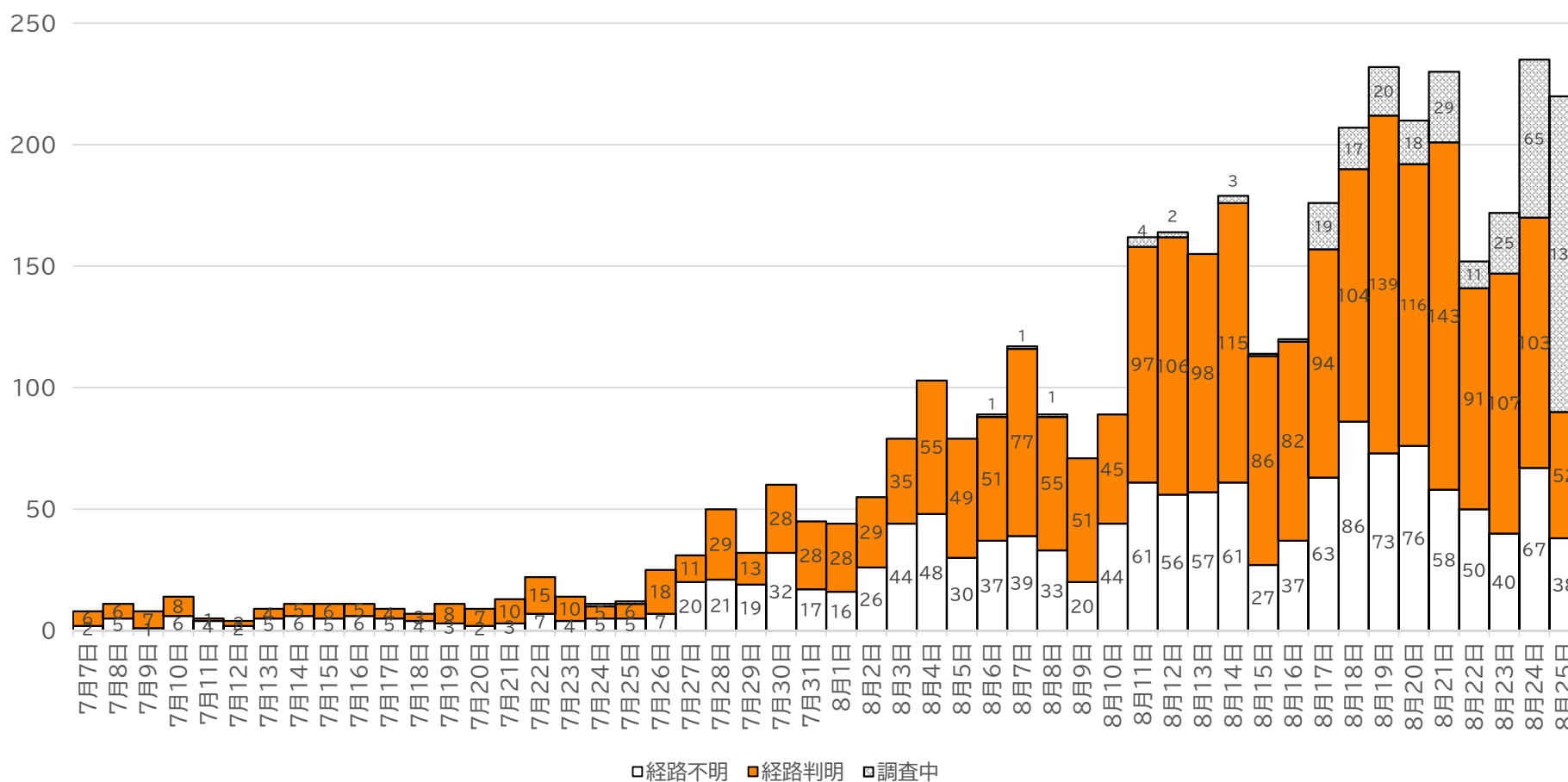
- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等について
- (3) 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
- (4) その他

新型コロナウイルス感染症にかかる 県内の感染動向等について

県内の感染動向について(8/25現在)

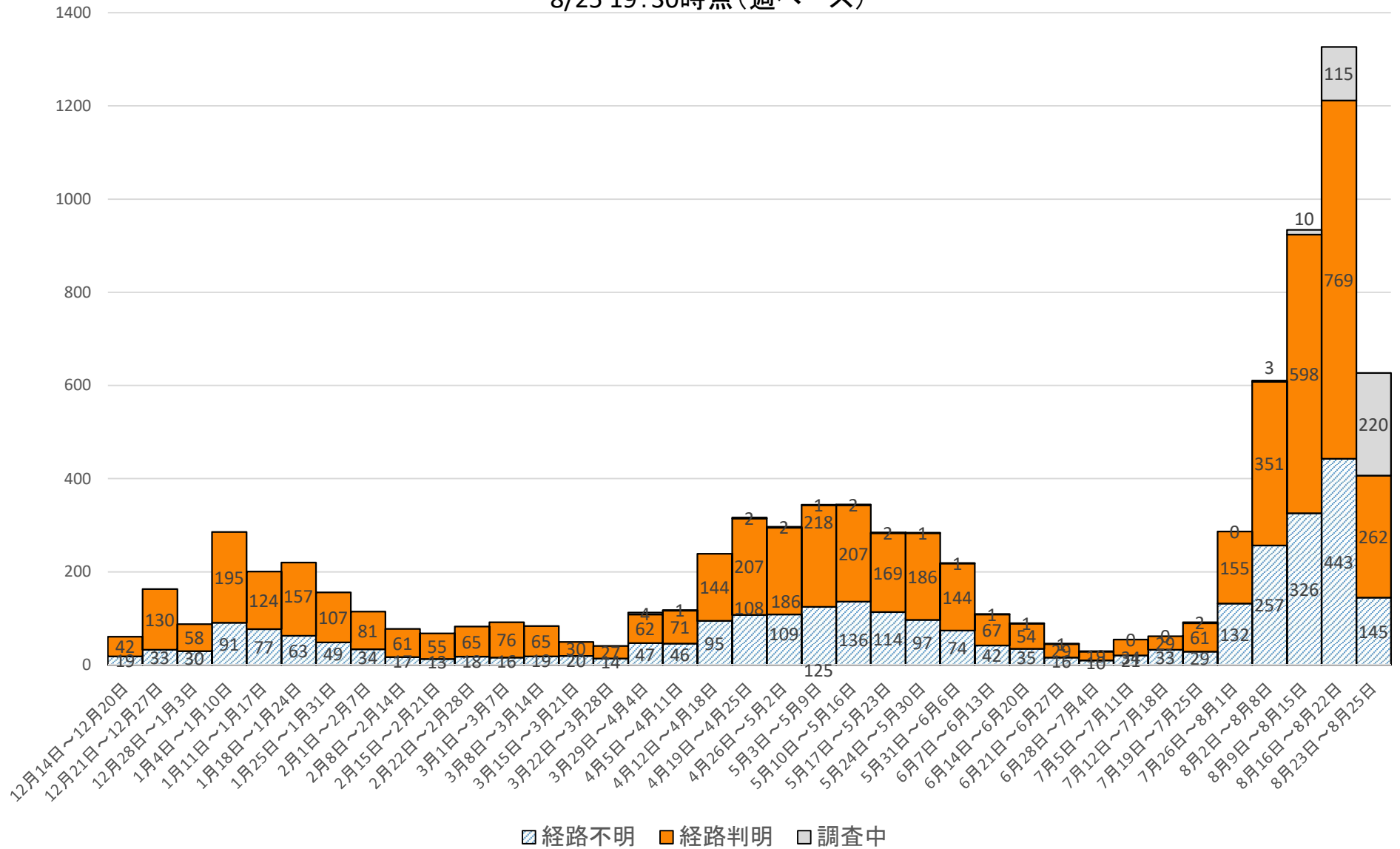
1)①流行曲線(公表日別)

新型コロナウイルス感染の流行曲線(公表日別)
8/25 19:30 現在



流行曲線：感染症の流行を経時的に観察し、流行の特徴を把握することができます。

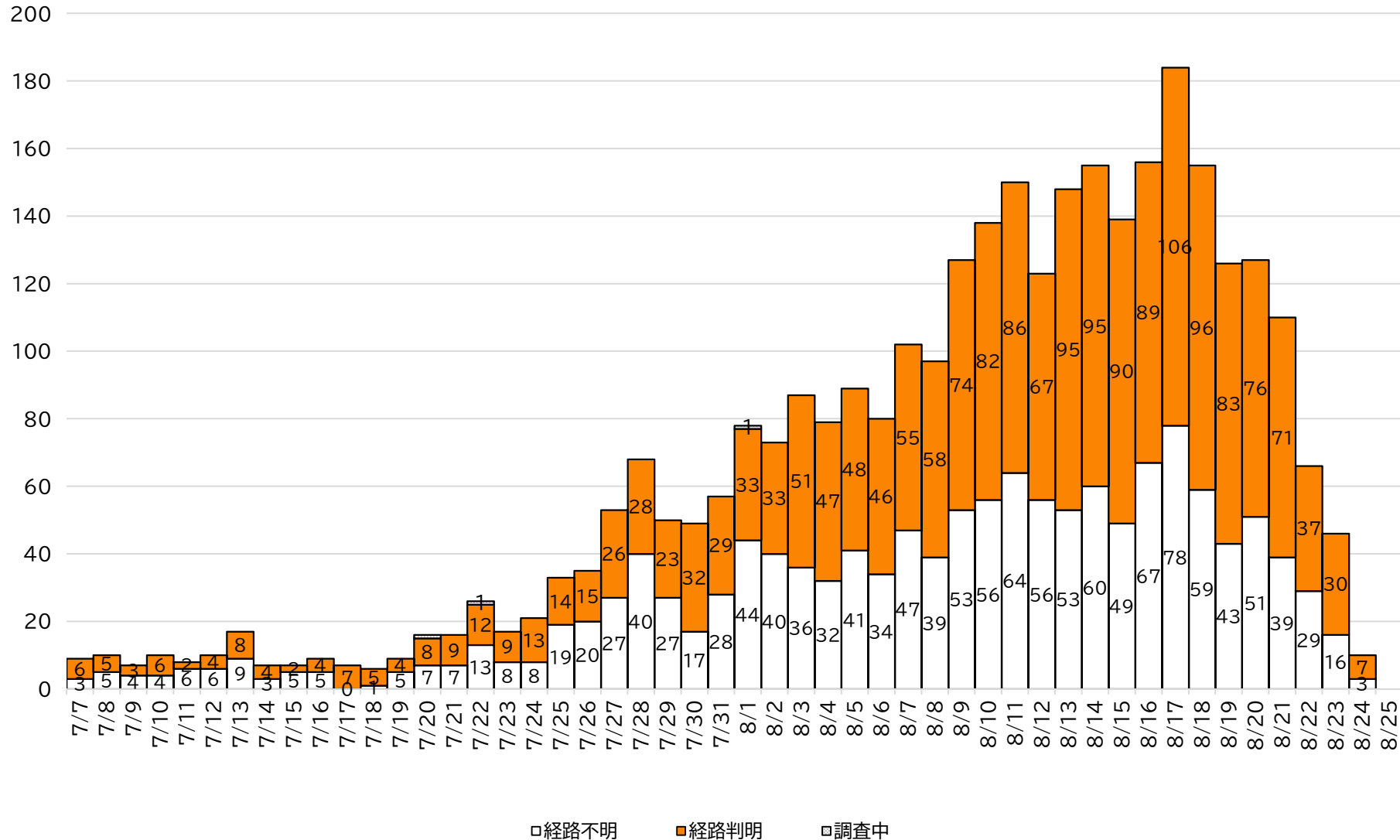
新型コロナウイルス感染症の流行曲線(公表日別) 8/25 19:30時点(週ベース)



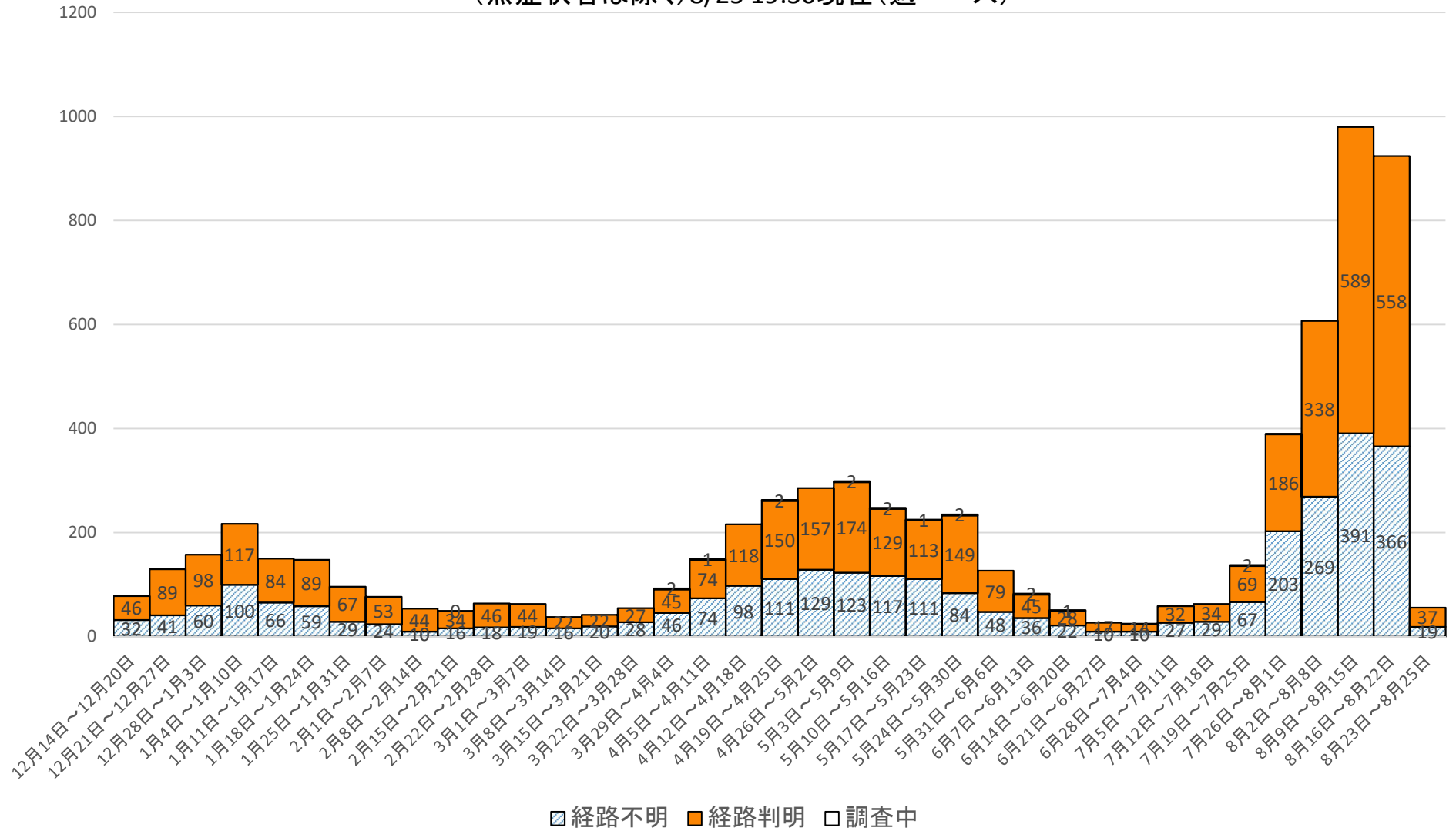
流行曲線：感染症の流行を経時的に観察し、流行の特徴を把握することができます。

②流行曲線(発症日別)

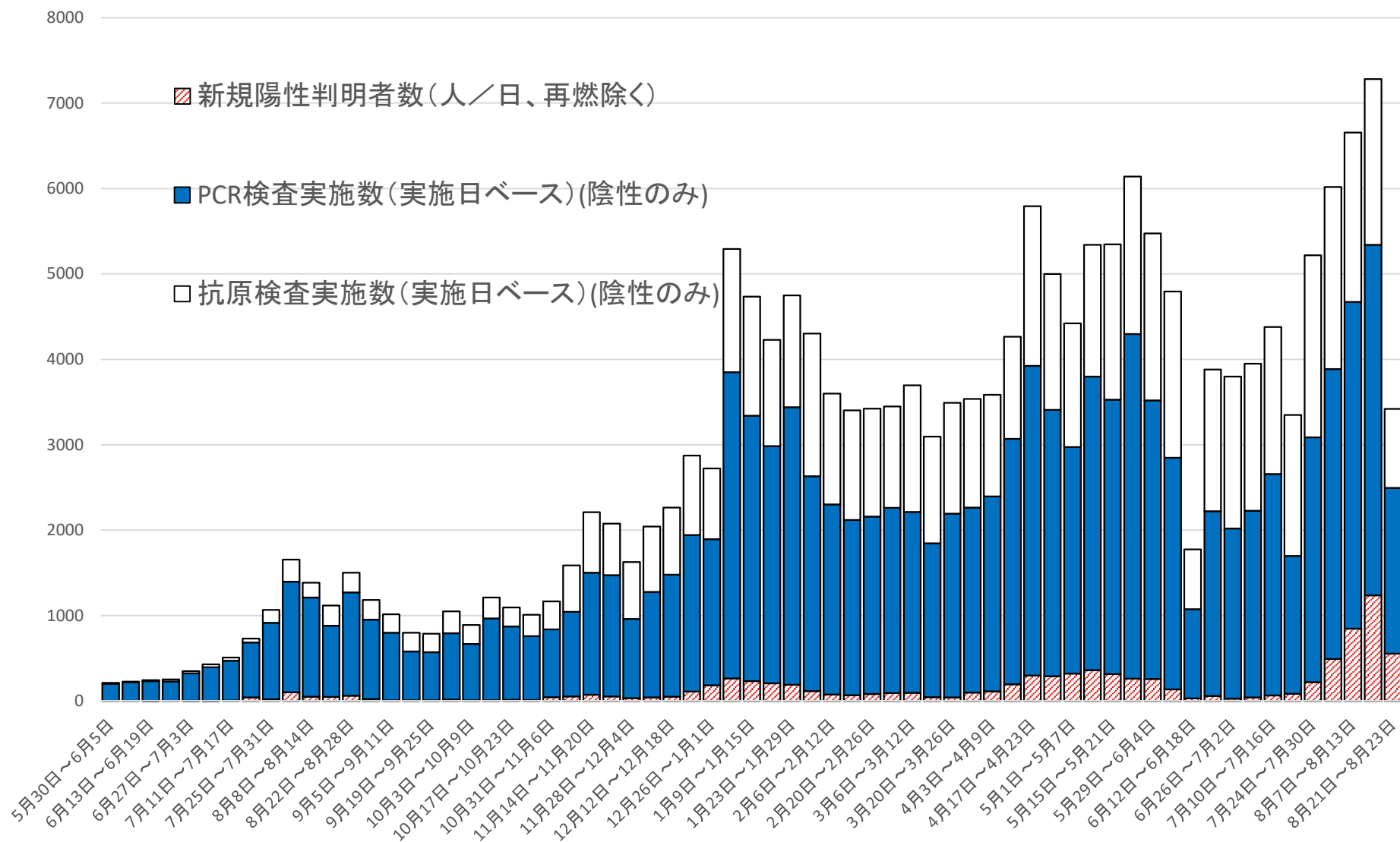
新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別)
(無症状者は除く) 8/25 19:30 現在



新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別) (無症状者は除く)8/25 19:30現在(週ベース)



2)PCR等検査の状況(陰性確認を除く)

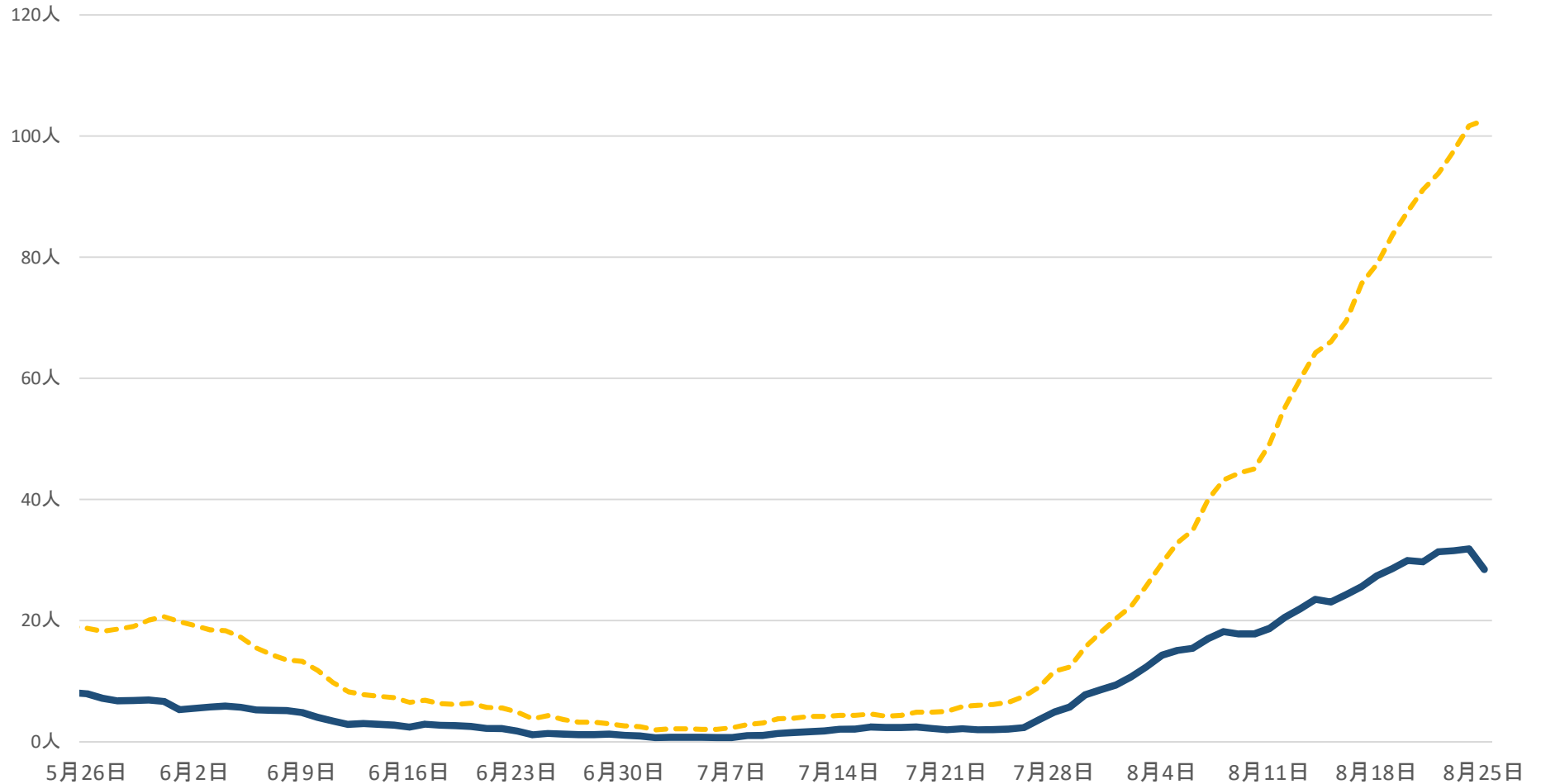


3)陽性率(7日間移動平均)



- 陽性率の7日間の移動平均（その日までの7日間の平均）を見ると、8月23日現在の陽性率は18.3%でした。

4) 経路不明の新規報告者数の推移



--- 直近1週間における人口10万人
当たりの新規報告数

— 直近1週間における人口10万人
当たりの経路不明の新規報告数

5) 県内の病床数および宿泊療養施設の状況

	県内 病床数					県内 宿泊療養 部屋数					
		入院者数	空床数		療養者数		清掃・修理待ち	空数			
			県内発生	その他				県内発生	その他		
総数	380	353	340	13	27	677	236	232	4	197	244

6) 県内の陽性者発生状況

項 目	陽性者数累計	現在 陽性者数							退院等	死亡
			入院中			入院予定等		宿泊 療養		
			重症	中等症	軽症					
PCR検査数 (うち行政検査分 (うちその他検査分	130,573 42,171 88,402)	2,366	340	9	65	266	1,794	232	7,105	95
(うちPCR検査判明分 (うち抗原検査判明分	9,566 2,648)									
抗原検査数	64,993									

重症：人工呼吸器またはECMO(体外式膜型人工肺) が必要

中等症：酸素投与が必要または摂食不可能

軽症：無症状または酸素不要、摂食可能

7) その他県内の感染状況

①病床のひっ迫具合	最大確保病床の占有率※1	92.9%	②人口10万人当たりの全療養者数	168.5人
	うち重症者用病床の最大確保病床の占有率※2	23.1%	③直近1週間のPCR等陽性率※3	18.3%
			④直近1週間における人口10万人当たりの新規報告数	102.6人
	【入院率】(現在の陽性者累計に占める入院者の割合) ※5	14.4%(参考値)	⑤直近1週間と先週1週間の陽性者数の比較※4	多い
			⑥直近1週間における感染経路不明割合	27.7%

※1 最大確保病床の数(380床)に対する割合

※2 最大確保病床の数(52床)に対する割合

※3 検査実施日ごとの件数(抗原検査を含む)に基づく陽性率

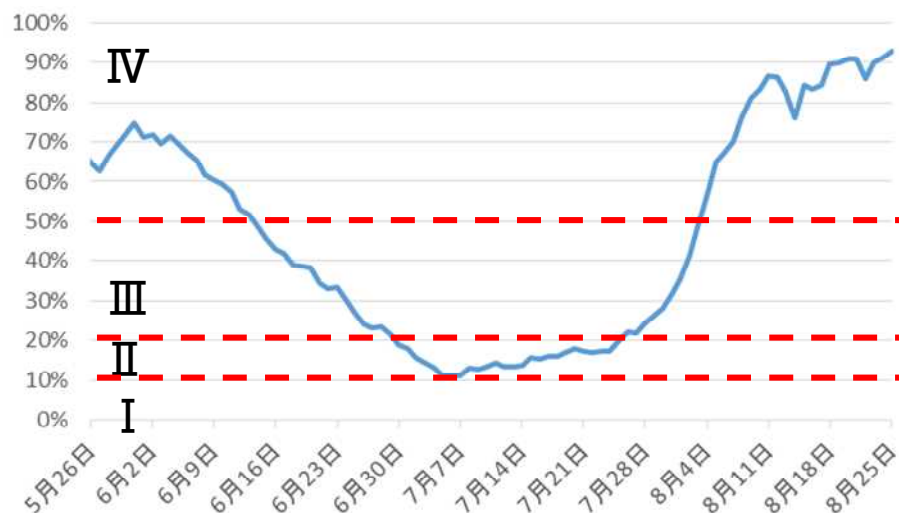
※4 直近一週間の陽性者数が先週と比較して多いか少ないか記載

※5 入院が必要な新規患者は発生届が届け出られた翌日までに入院できている等、入院率を適用する条件に当てはまらないため、参考値として記載

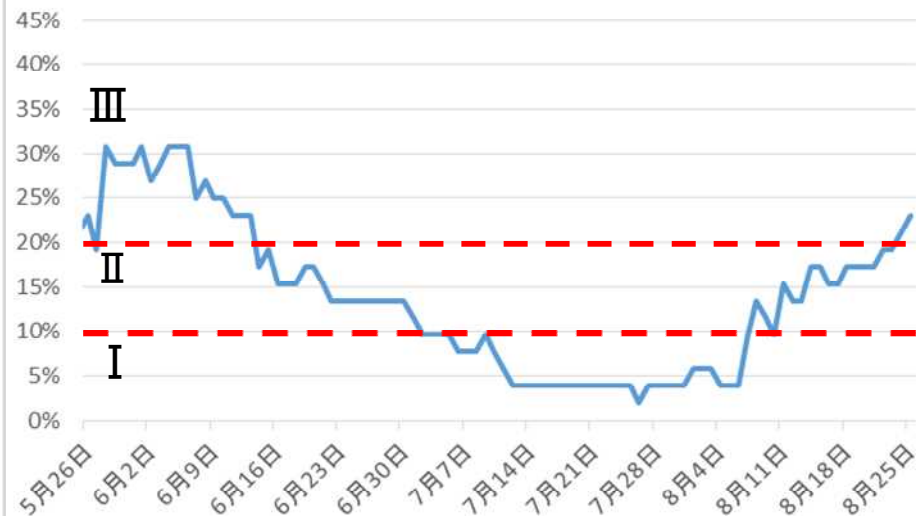
重症者数	重症者以外のICU(集中治療室)利用者数	重症者用病床の現時点の確保病床数	新規感染経路不明者(直近1週間分)	PCR等検査数(直近1週間分)
9人	3人	52床	402人	7,552件

8) その他の県内の感染動向

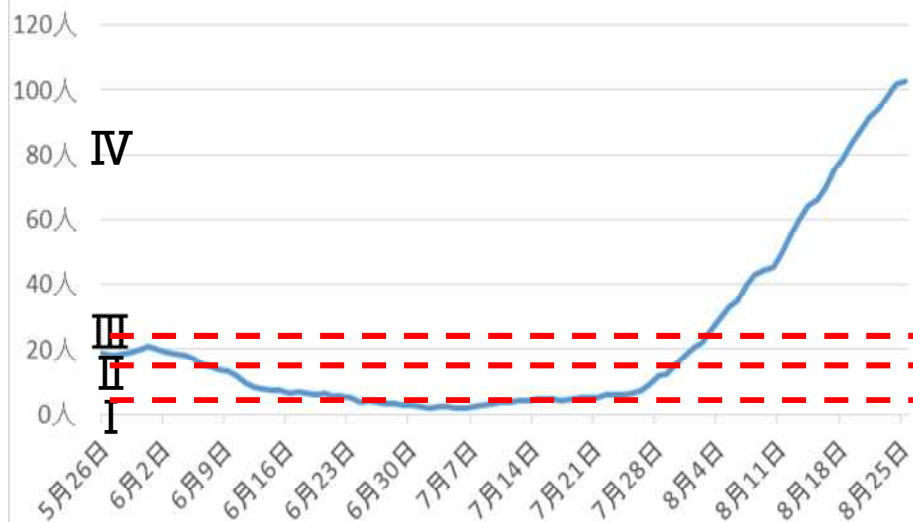
最大確保病床の占有率



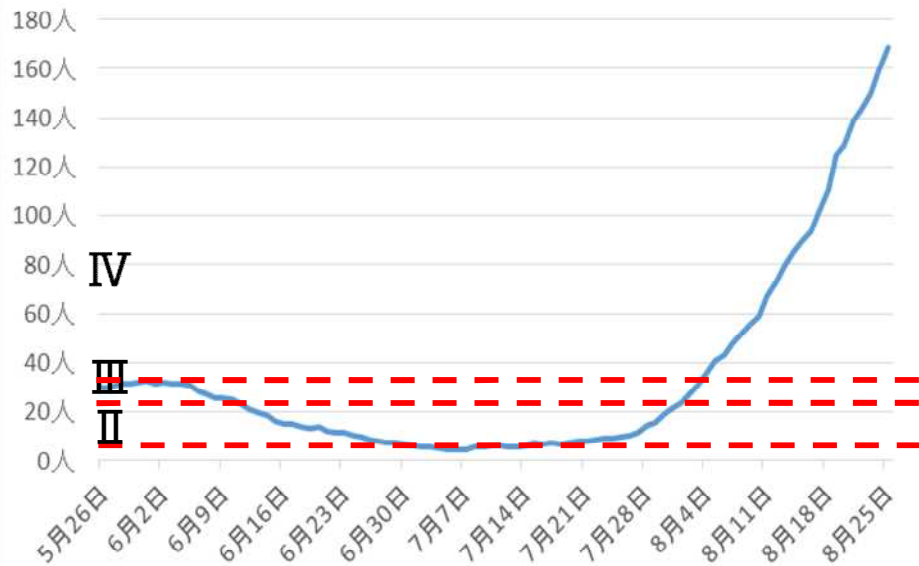
重症者用病床の最大確保病床の占有率



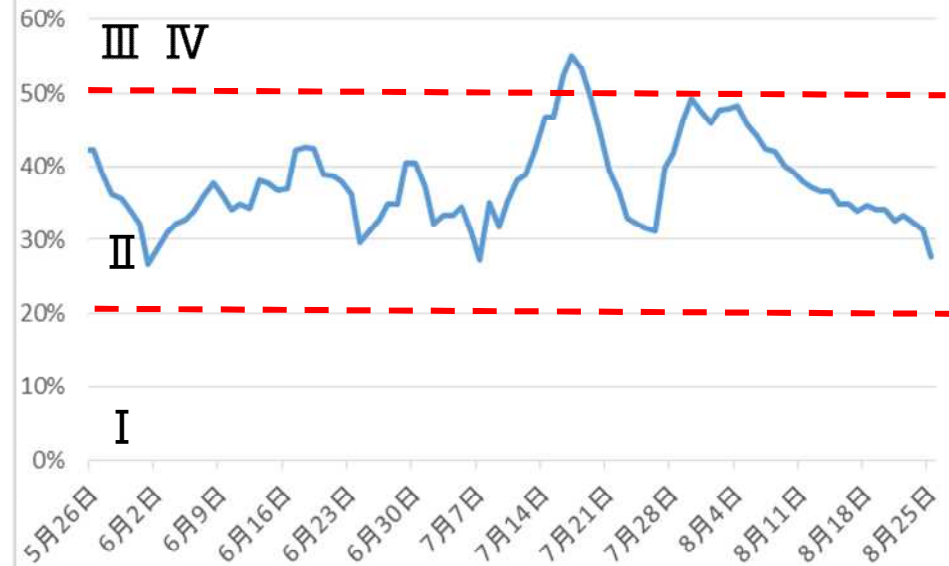
直近1週間における人口10万人
当たりの新規報告数



人口10万人当たりの全療養者数



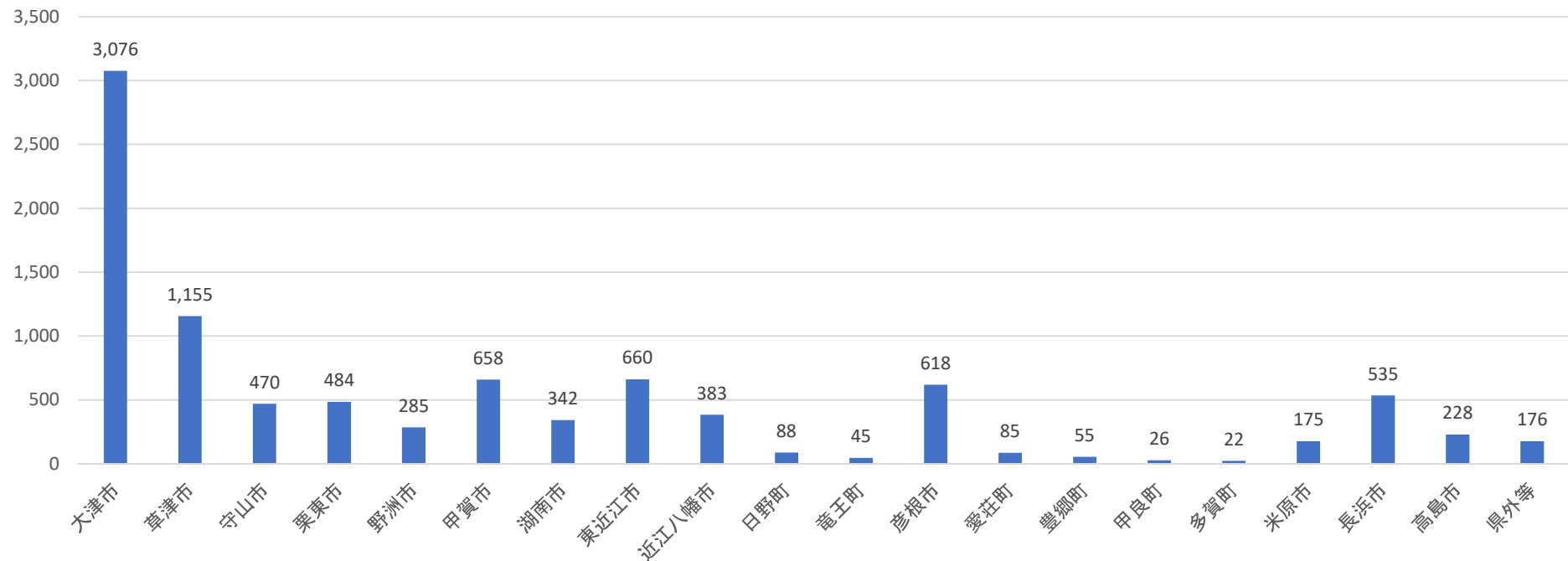
感染経路不明割合



9)性別陽性者数

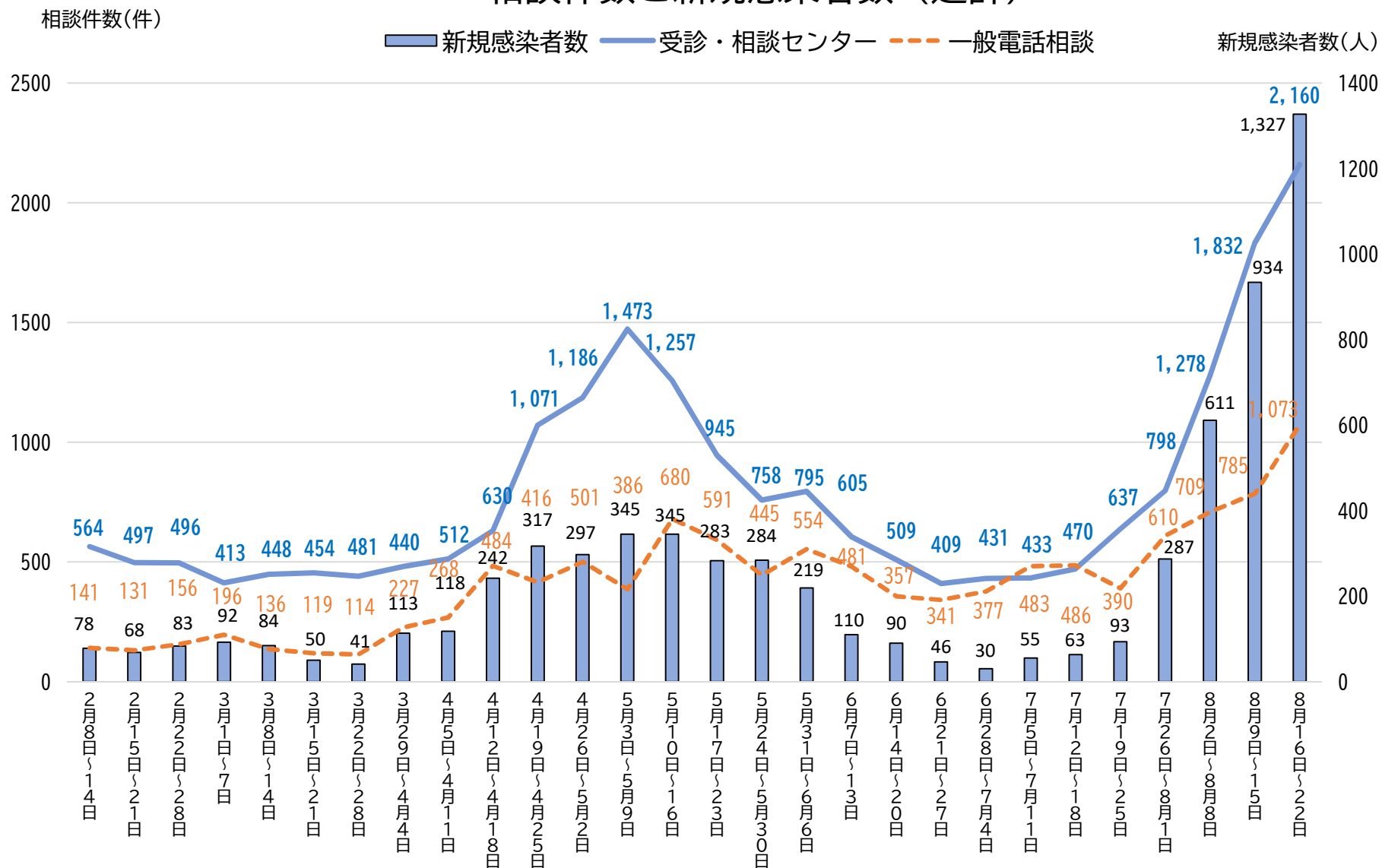
性別	陽性患者数
男性	4,951
女性	4,034
非公表(10歳未満)	581
計	9,566

10)市町別陽性者数



11) 相談体制について

相談件数と新規感染者数（週計）



12)4月以降に発生したクラスターの状況

公表名	陽性者数	始期	公表名	陽性者数	始期
事業所⑧	6	4月8日	飲食店⑭	13	5月24日
会食⑥	6	4月13日	集会①	11	5月20日
学校⑥	7	4月7日	飲食店⑮	6	5月27日
学校⑦	11	4月15日	飲食店⑯	5	5月23日
事業所⑨	8	4月13日	飲食店⑰	8	6月3日
飲食店⑦	5	4月15日	医療機関⑬	22	6月3日
学校⑧	15	4月21日	飲食店⑱	7	6月1日
医療機関⑪	13	4月14日	学校⑩	6	5月29日
事業所⑩	5	4月21日	医療機関⑭	12	6月14日
事業所⑪	5	4月23日	学校⑫	9	6月1日
飲食店⑧	7	4月24日	事業所⑰	6	7月3日
事業所⑫	8	4月23日	会食⑪	5	7月17日
事業所⑬	20	4月22日	学校⑬	16	7月20日
飲食店⑨	6	4月27日	保育関連施設⑥	7	7月29日
学校⑨	18	4月26日	事業所⑱	6	8月1日
会食⑦	6	4月28日	保育関連施設⑦	5	7月30日
学校⑩	8	4月24日	学校⑭	13	8月5日
障害福祉関連事業所②	24	5月2日	事業所⑲	10	8月6日
事業所⑭	16	5月1日	事業所⑳	7	8月8日
医療機関⑫	6	5月3日	保育関連施設⑧	40	8月10日
飲食店⑩	4	5月11日	保育関連施設⑨	7	8月6日
会食⑧	7	5月11日	保育関連施設⑩	9	8月6日
飲食店⑪	5	5月10日	学校⑮	7	8月9日
飲食店⑫	11	5月11日	介護関連事業所⑭	5	8月11日
飲食店⑬	9	5月6日	学校⑯	7	8月11日
会食⑨	5	5月17日	事業所㉑	6	8月11日
介護関連事業所⑬	15	5月19日	事業所㉒	7	8月12日
保育関連施設⑤	5	5月19日	事業所㉓	6	8月17日
会食⑩	4	5月18日	事業所㉔	11	8月14日
事業所⑯	41	5月26日	事業所㉕	18	8月20日

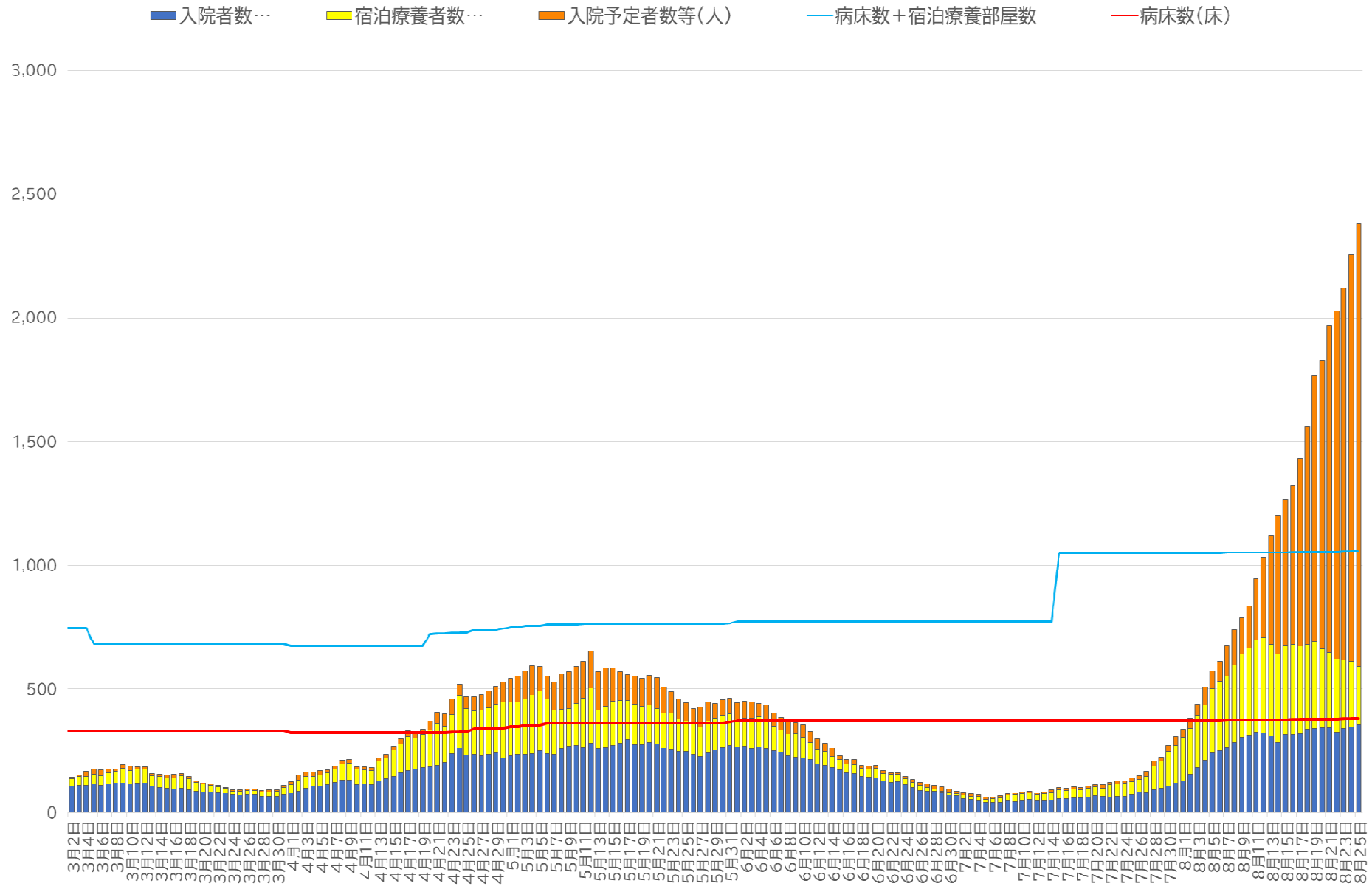
※県内において確認された陽性者数

13)変異株の発生状況

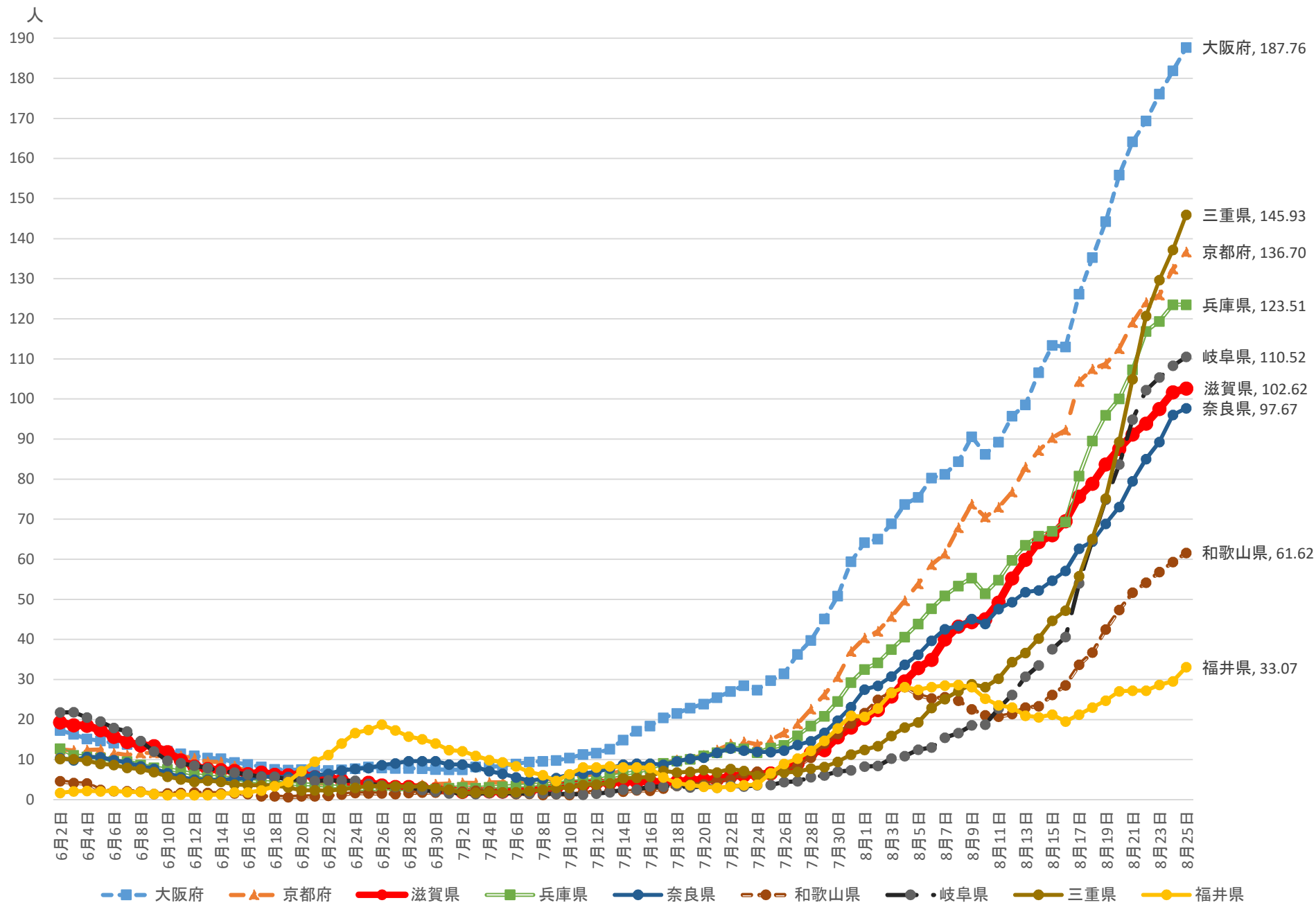
①変異株に関する検査状況

検査実施月	変異株PCR検査の検査件数	変異株PCR検査の陽性件数	変異株PCR検査の陽性者率
	L452R	L452R	L452R
6月	244件	0件	0.0%
7月	181件	45件	24.9%
8月	1,161件	916件	78.9%
計	1,586件	961件	60.6%

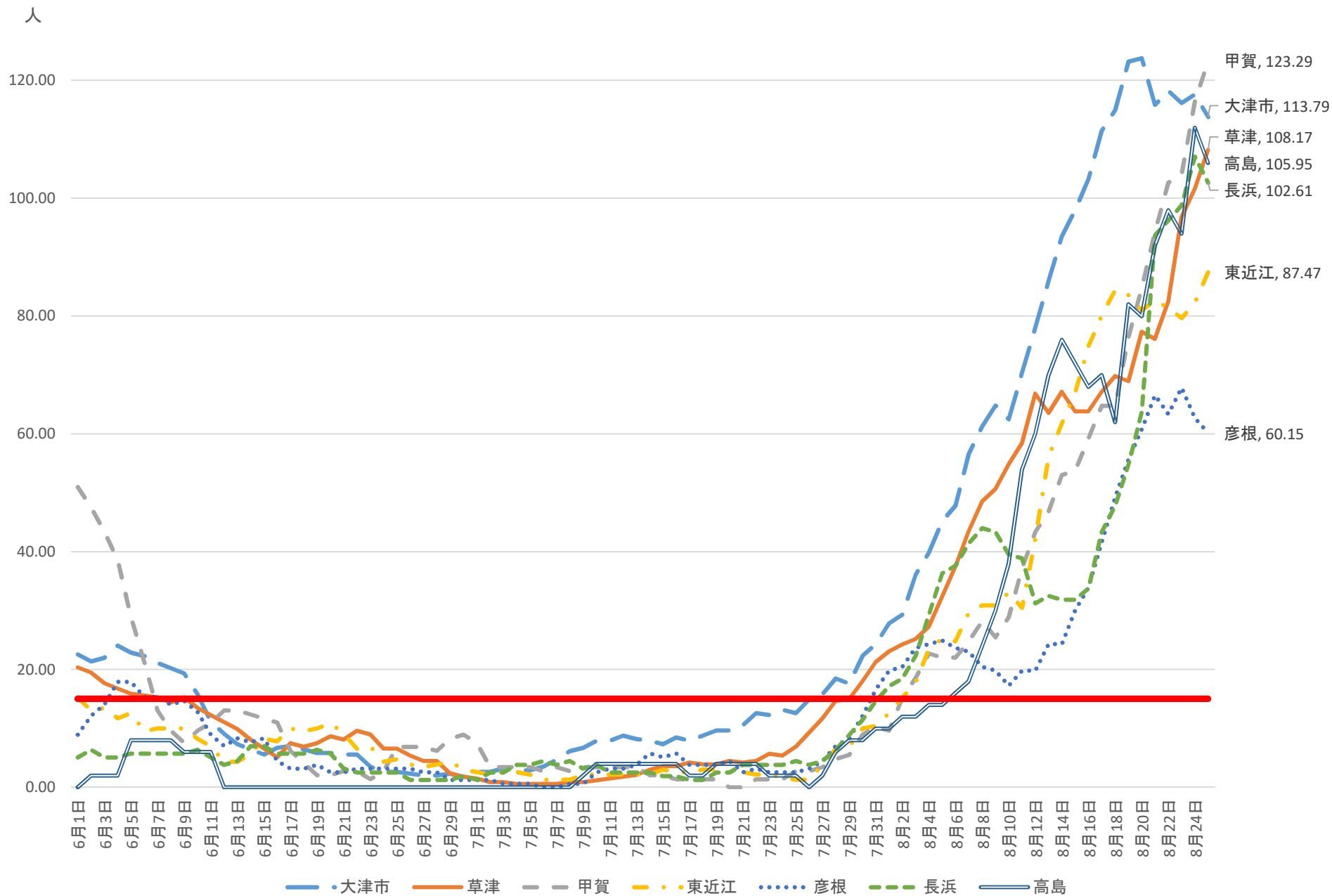
入院医療体制について



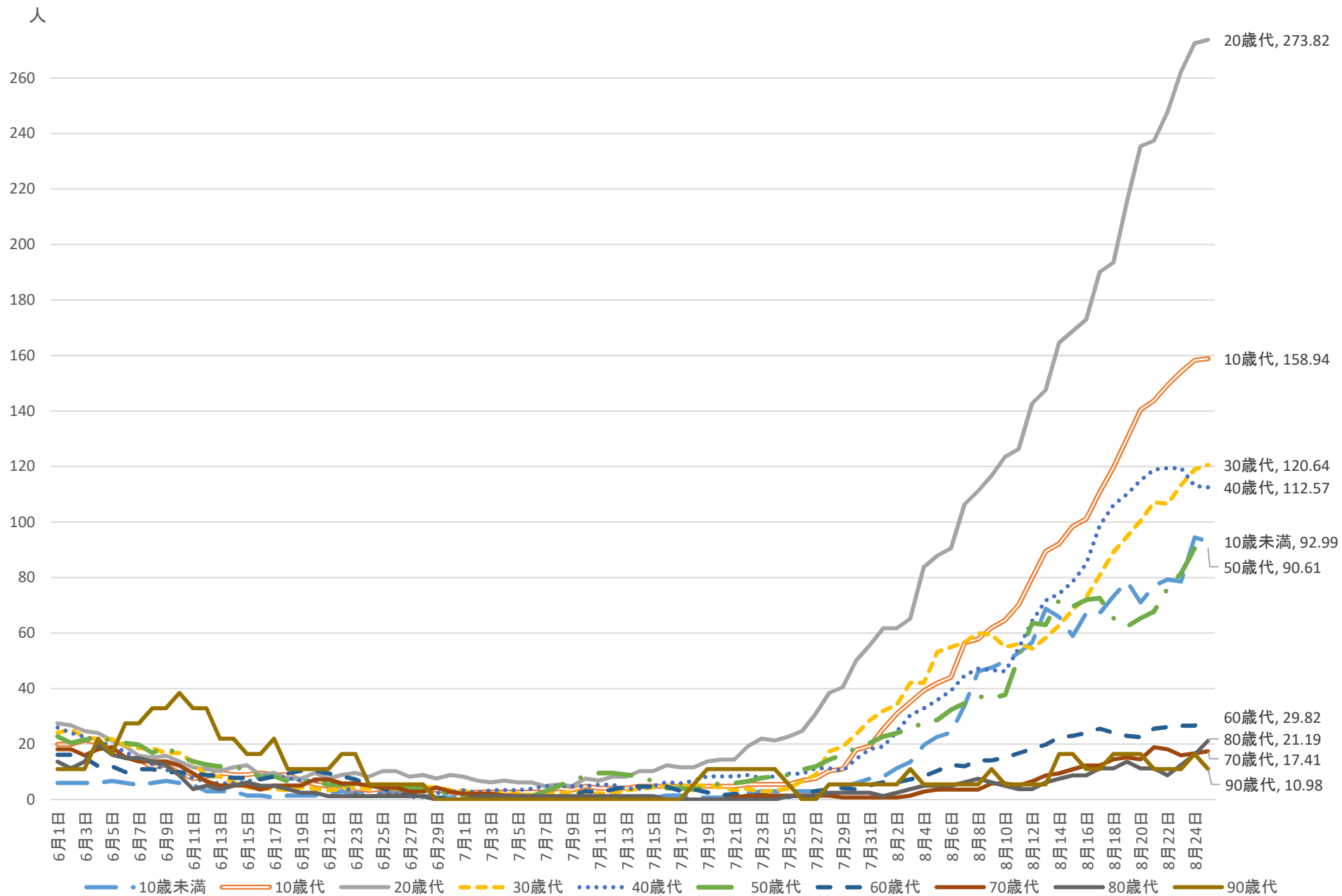
近隣府県の10万人当たりの新規感染者数の推移(直近7日間の累計患者数)(6/1-8/25)



保健所別10万人あたりの新規感染者数(直近7日間の累計患者数) (6/1~8/25)日別・公表日

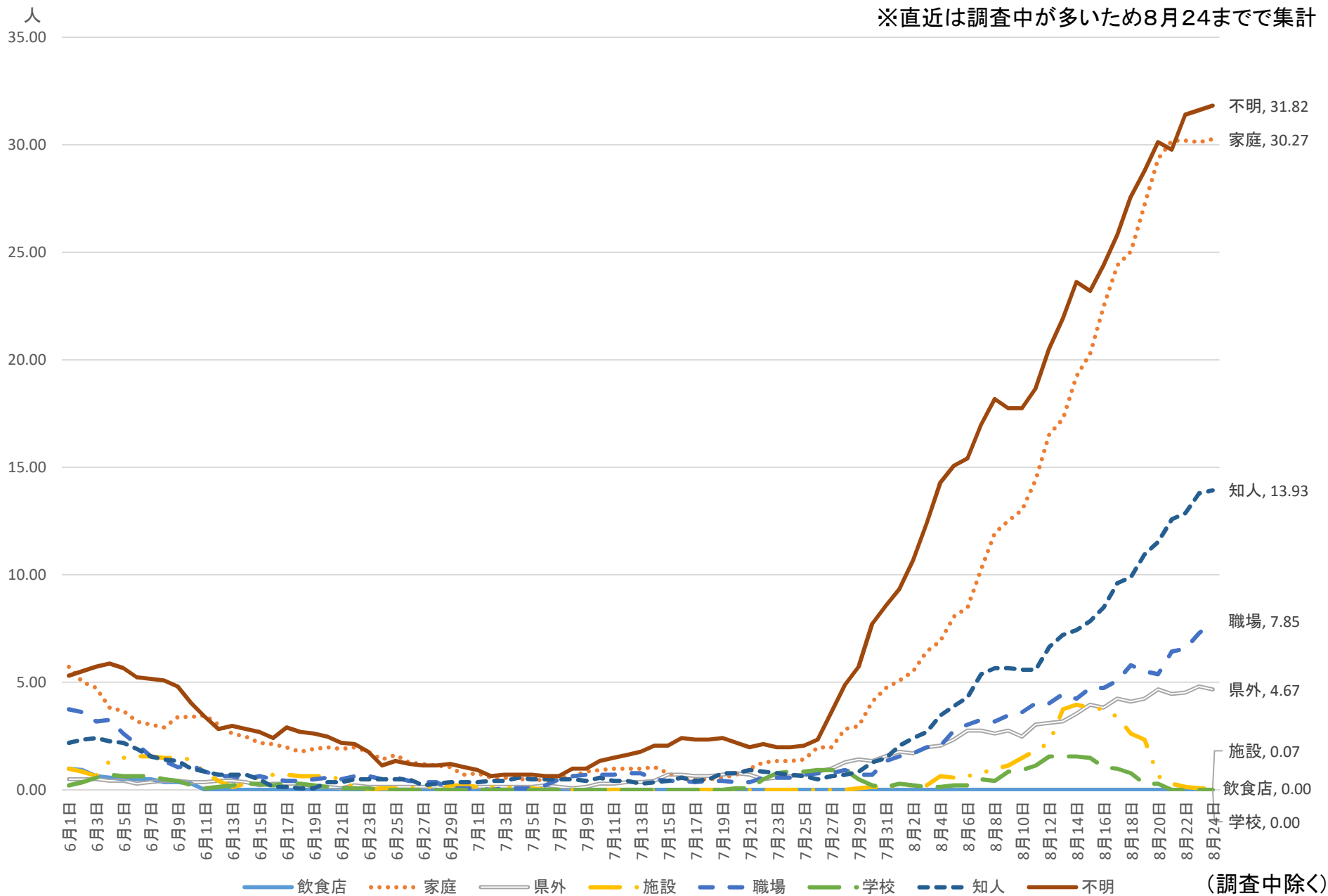


滋賀県 年代別10万人あたり新規陽性者数推移(直近7日間の累計患者数) (6/1~8/25) 日別・公表日



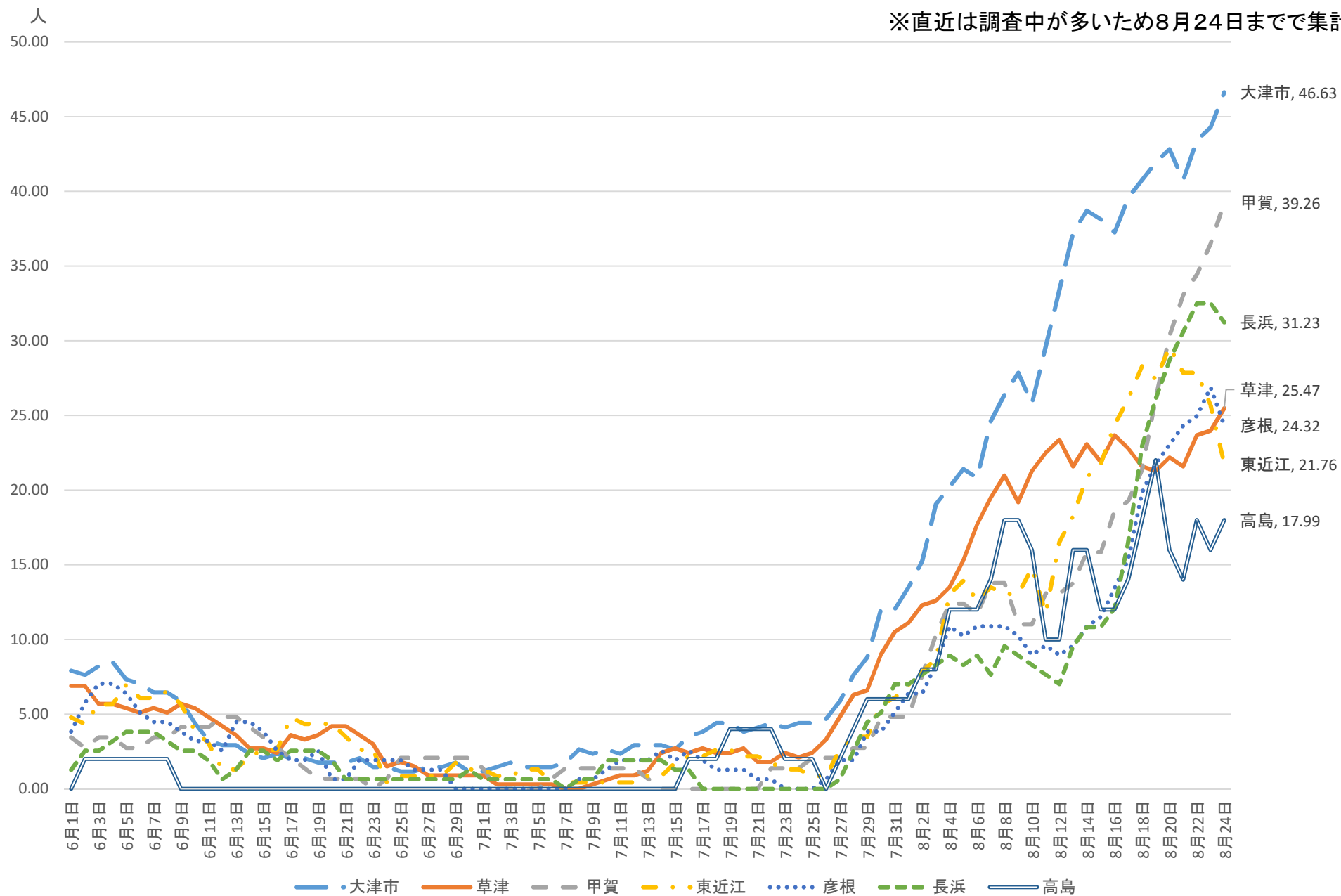
滋賀県 感染経路別の10万人あたり新規陽性者数推移(直近7日間の累計患者数) (6/1~8/24) 日別・公表日

※直近は調査中が多いため8月24日までで集計

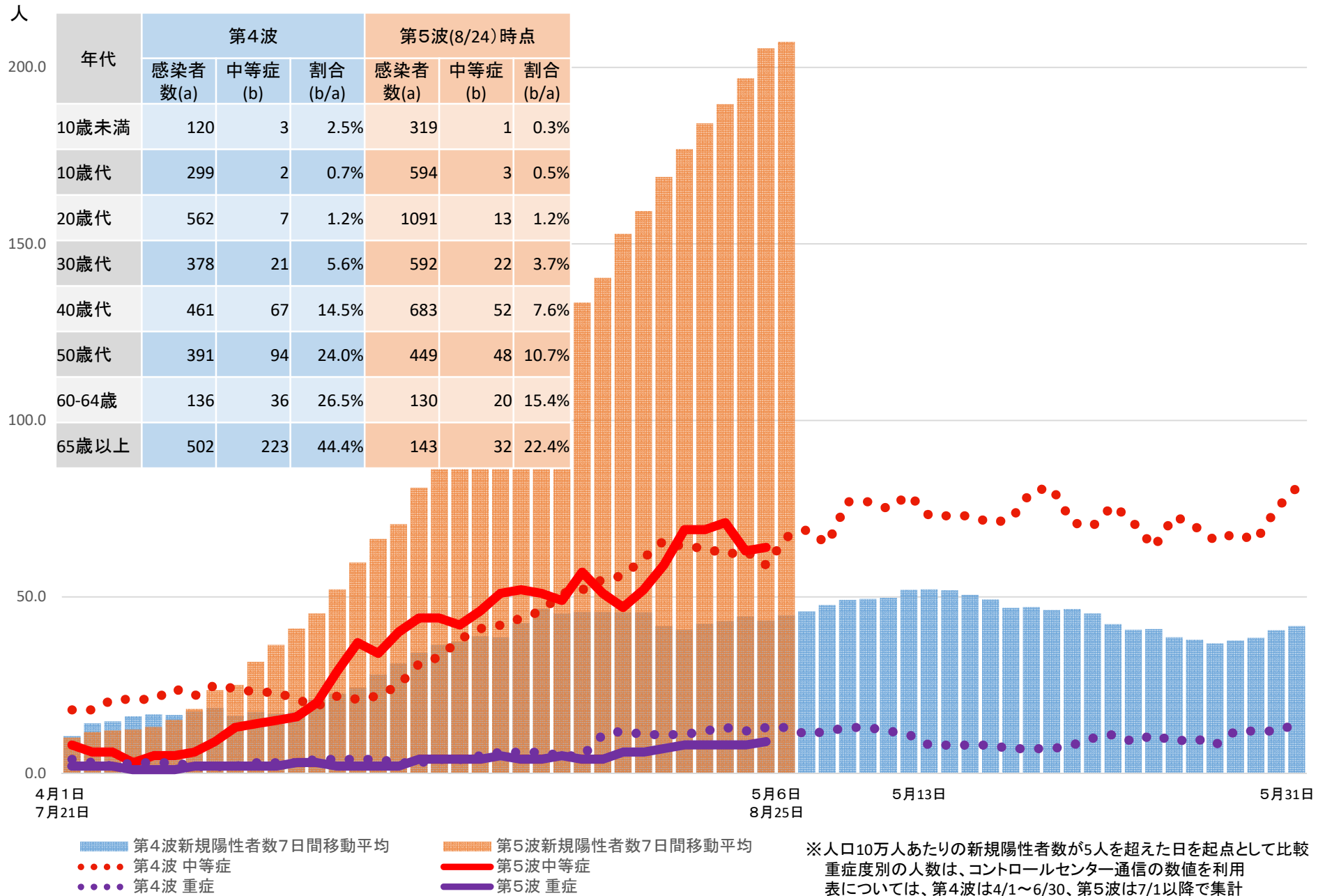


保健所別10万人あたりの感染経路不明の新規感染者数(直近7日間の累計患者数) (6/1~8/24) 日別・公表日

※直近は調査中が多いため8月24日までで集計



滋賀県 重症度別第4波との比較



評価

- 近隣府県を始め全国的に新規感染者数の過去最多、曜日別最多を更新する都道府県が多くあります。
- 本県においては、8月6日にステージをステージⅣ（特別警戒ステージ）へ引き上げ、8月8日からまん延防止等重点措置が適用されましたが、対策評価の目安となる14日間が経過した後も新規陽性者数の減少は認められません。
- 新規陽性者数は、過去最多を更新し続けており、8月24日には最も多い235人となりました。先週7日間の感染者数は、先々週と比較し1.4倍となりました。療養者数は増加の一途にあり、中等症患者も継続的に増加しています。
- 20歳代に併せて10歳代が顕著に増加しています。感染経路は不明および家庭が、新規陽性者数増加に伴い継続的に増加しています。また、知人からの感染も増えており、家族以外との接触機会の増加がうかがえます。
- 夏休みは終盤にさしかかり、すでに新学期が始まっている学校もあります。夏休み期間中、部活動や学童保育等で感染が多く見られたことから、学校においても感染が広がるリスクが高いと考えます。今までに増して基本的な感染対策の徹底が必要となります。
- 明確なリスク行動がなく、市中感染している可能性がある新規陽性者を認めます。生活の維持に必要な場合を除いて、外出や家族以外との接触は控えるべきです。
- 通常医療および新型コロナウイルス感染症の医療を維持するためには、個々人が対策を意識・強化し、新規陽性者数を減少させる他に方法はありません。
- 改めて、個人の対策が基本に準じて適切に実施できていることを確認することが必要です。普段からの手洗い、会話時のマスク着用、換気や密の回避など基本的な感染対策の徹底が最も効果的であることを再認識することが必要です。

7月以降の感染状況を踏まえた医療提供体制の強化

1. 目的

- 令和3年4月23日に見直した本県の病床・宿泊療養施設確保計画は、昨年末からの本県の感染状況を踏まえ作成。これまでの流行より、より短期間で急激に感染者が増加した場合に備え、最終フェーズでは一般医療との両立の維持を前提とした最大限確保可能な病床・宿泊療養部屋数を設定した。併せて、新型コロナウイルス感染症患者の受入病床の増床には限界があることから、感染拡大時には医療資源を重症者・重症化リスクの高い方に重点化し、宿泊療養施設の活用を推進してきた。
- 計画見直し後も、感染が拡大し、5月にかけて医療への負荷が継続して認められた。6月以降、感染状況は落ち着きつつあったものの、7月下旬より、これまでにない急激な感染の拡大が認められる。計画見直し後、課題となった点を整理するとともに、現在の感染状況に即した実効性のある医療提供が可能となるよう見直しを行う必要がある。

2. 方向性

- 新たな宿泊療養施設(ルートイン草津栗東)の開設を踏まえ、病床・宿泊療養施設確保計画を見直し、より実効性のある運用ができるよう体制の充実を図る。
- 7月以降の急激な感染拡大を踏まえ、県内の感染動向等をシミュレーションし、感染者急増時における緊急的な患者対応方針について見直しを行い、緊急時においても安心して療養できる体制を整備する。
- 一連の患者対応が円滑に流れるよう、後方支援病院、高齢者福祉施設における回復患者の受入れを促進する。

3. 感染者急増時の緊急的な患者対応方針について

- モニタリングの結果、感染の拡大により一般医療との両立が困難であることが予測される場合、数週間の措置として患者急増時の緊急的な患者対応方針に基づく運用を行うが、7月以降の急激な感染拡大を踏まえ、新規陽性患者数等の想定を見直す。

7月下旬以降の感染拡大により、過去最多の新規陽性患者数等が確認されている。

《R3.8.25現在》

【一日当たり新規陽性患者数】:235名(過去最多(R3.8.24))

【入院者数】:353名(過去最多(R3.8.25))

【宿泊療養・自宅療養者数】

2,030名(過去最多(R3.8.25))

(うち宿泊療養236名、自宅療養等1,794名)

【療養者計】:2,366名(過去最多(R3.8.25))

【感染急拡大時の一日当たり新規陽性患者数想定】:460名【見直し】

【最大の入院者数想定】:350名

【最大の宿泊療養・自宅療養者数想定】:3,000名【見直し】

【療養者計想定】:3,350名【見直し】

【一般医療と両立できる最大規模の一日当たり新規陽性患者数想定】:90名

≡病床・宿泊療養確保計画上の最終フェーズの想定上の数値

4. 病床ひっ迫時における入院勧告・措置の対象者の臨時的な取扱い

■入院勧告・措置の対象者

1. 65歳以上の者
2. 呼吸器疾患を有する者
3. 2に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
4. 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
5. 妊婦
6. 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの

■【病床ひっ迫時】これまでの知見をもとに医療資源を重症者・リスクの高い方に重点化 臨時的に①～⑤の取扱いを認める。

- ① 中学生以下の子どもがいる家族については自宅療養を認めることとし、「症状が悪化すれば、入院先を探す」旨を説明する。
- ② 40歳未満については、「ほぼ無症状」であれば、自宅療養を認めることとし、「症状が悪化すれば、入院先を探す」旨を説明する。
- ③ 現状、入院措置等ができるとされている「65歳以上70歳未満」については、「ほぼ無症状」かつ「BMI 30未満」であれば、ホテル可とする。
- ④ 高血圧、糖尿病については治療中でコントロールできていれば、ホテル可とする。
- ⑤ 「妊娠28週未満の妊婦」であって「ハイリスク因子を有していない方」については、ホテル可とする。

【参考】令和2年11月22日付け厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

○ 病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、上記政令により入院勧告等ができるとしている者のうち、医師が入院の必要がないと判断し、かつ、宿泊療養施設(適切な場合は自宅療養)において丁寧な健康観察を行うことができる場合には、そのような取扱いとして差し支えないこと。

届出時の重症度分類(暫定値) (R3.7.1~R3.8.15)

	S-I	S-II	S-III	S-IV	S-V
10歳未満	50	118	1	0	0
10歳代	54	246	0	0	0
20歳代	57	523	1	0	0
30歳代	26	292	2	0	0
40歳代	30	316	1	0	0
50歳代	30	235	0	1	0
60歳代	14	86	0	0	0
70歳代	7	21	0	0	0
80歳代	3	11	2	0	0
90歳以上	2	8	0	0	0
合計	273	1,856	7	1	0

- 届出時においては、軽症者(重症度S-I, S-II)が大部分を占めている。

【参考】

- ・S-I:無症状
- ・S-II:酸素不要、摂食可能
- ・S-III:酸素投与必要(ハイフロー含む)もしくは摂食不可能
- ・S-IV:NIPPVまたは人工呼吸器が必要でFiO₂が0.6未満
- ・S-V:NIPPVまたは人工呼吸器が必要でFiO₂が0.6以上

届出時の重症度分類S- I・S- II患者の最重症度(暫定値) (R3.7.1~R3.8.15)

【①届出時S- I患者の最重症度】

	S- I	S- II	S- III	S- IV	S- V
10歳未満	44	6	0	0	0
10歳代	51	3	0	0	0
20歳代	54	3	0	0	0
30歳代	23	3	0	0	0
40歳代	26	3	1	0	0
50歳代	22	4	4	0	0
60歳代	11	3	0	0	0
70歳代	4	0	3	0	0
80歳代	2	1	0	0	0
90歳以上	0	1	1	0	0
合計	237	27	9	0	0

【②届出時S- II患者の最重症度】

	S- II	S- III	S- IV	S- V
10歳未満	118	0	0	0
10歳代	244	2	0	0
20歳代	515	8	0	0
30歳代	277	14	1	0
40歳代	288	27	1	0
50歳代	200	33	2	0
60歳代	63	20	2	1
70歳代	18	3	0	0
80歳代	6	5	0	0
90歳以上	4	4	0	0
合計	1733	116	6	1

- 届出時S- I患者の97%が、最重症度S- IまたはS- IIであり、現時点でS- IV以上に悪化した患者は確認されていない。
- 届出時S- II患者の93%が、最重症度S- IIであり、現時点でS- IV以上に悪化した患者は7名(うち40歳未満1名)確認されている。

自宅療養者への医療提供等

1. 目的

- 今後も、療養者のリスクに応じ、入院・宿泊療養を基本として療養先を決定しつつ、感染の更なる拡大により自宅療養者が増加した場合であっても、健康観察・生活支援を実施することで安心して療養できる体制を整備する。

2. 方向性

■ 自宅療養者への健康観察

今後の感染拡大により想定される自宅療養者数に応じたパルスオキシメーターの確保に努めるとともに、日々の健康観察業務を訪問看護ステーション(6圏域25事業所)への委託などにより、適切な療養体制の整備に努める。

■ 自宅療養者への医療提供

自宅療養者の状態変化に応じて、コントロールセンターを通じた入院等の調整を行うとともに、かかりつけ医、協力医、帰国者・接触者外来などとの連携による受診体制について確保していく。

■ 自宅療養者への食料品支援

自宅療養者が外出することなく療養に専念できるよう、引き続き食料品の支援を実施していく。

※R3年度実績 437人(令和3年8月24日時点)

滋賀県見守り観察ステーションの開設について

これまでから、自宅療養者に対する相談体制を整備しており、症状悪化により入院が必要な場合には、24時間体制での入院・搬送調整を行ってきたところであるが、8月以降、特に夜間の受入れ調整が難しい事例があることから、自宅療養者のさらなる増加に備え、症状が悪化した方を一時的に受け入れる施設を開設する。

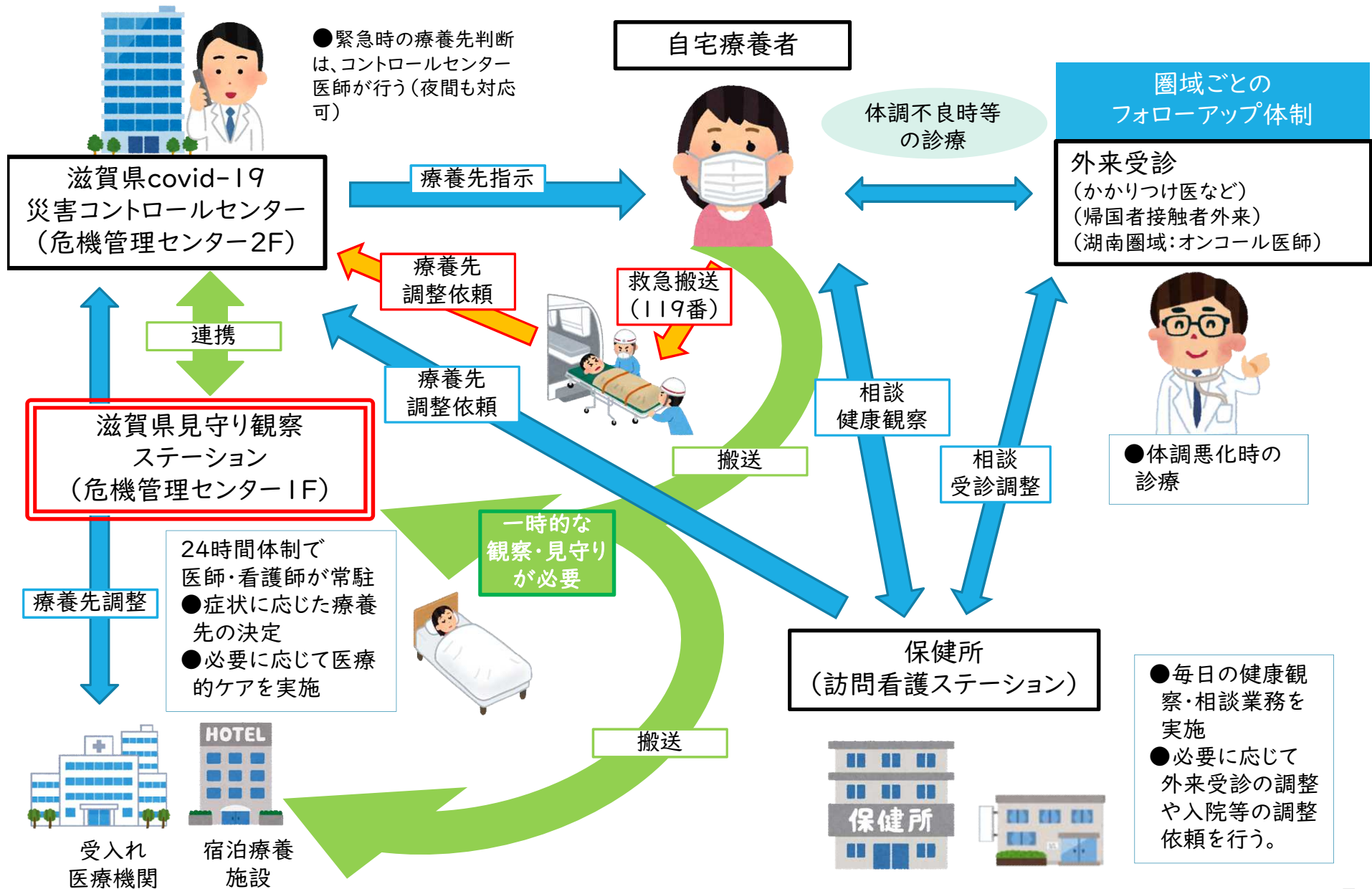
滋賀県見守り観察ステーションの機能

- ① 医師・看護師等が24時間体制で患者の容態を直接「観察」し、必要に応じて一時的な医療的ケアを実施するとともに、症状に応じた療養先の調整を行う。
- ② 緊急的な入院が必要でない場合であっても、患者に寄り添った「見守り」を実施することで、療養者の不安の軽減を図る。

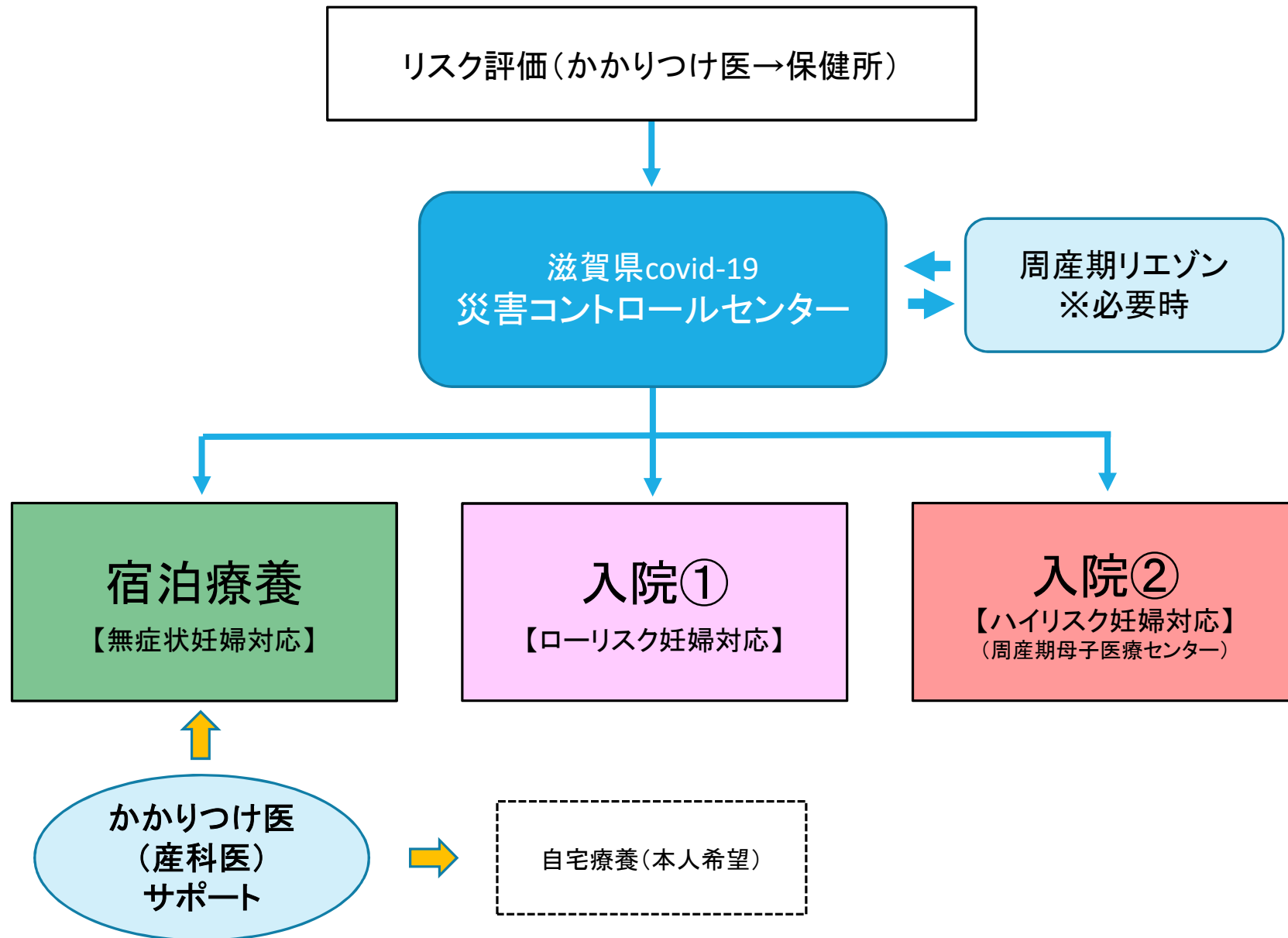
滋賀県見守り観察ステーションの体制

- 開設時期:8月中を予定
- 場所:滋賀県危機管理センター1階
- 人員体制:医師1名、看護師2名等を1チームとして、24時間体制での運用を想定
- ベッド数:9床

自宅療養者に対する医療提供体制について



滋賀県における新型コロナウイルス感染症患者(妊婦)の受入れ体制



緊急事態宣言区域における高齢者施設等への重点的検査の実施について（概要）

背景

・まん延防止等重点措置が、令和3年8月8日から本県に適用されたことを受けて、集中的検査実施計画を策定し、さらなる感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置の期間に重点的な検査を実施しているところ（まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、「措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施」等を行うこととされているもの）。

・今般、緊急事態宣言の対象地域に、令和3年8月27日から本県が追加されることを受け、検査対象地域を拡大し重点的な検査を実施する。

集中的検査実施計画に基づく検査について

・措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査

【対象地域】

県内全域

※ なお、大津市については既に抗原簡易キットによる検査が実施されており、改めての検査は実施しない。

【検査対象】

高齢者入所・通所施設および障害者入所・通所施設の従事者

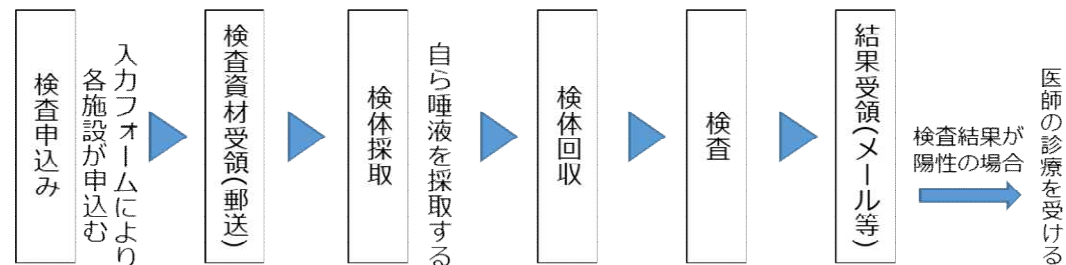
※ 配置医師又は協力医療機関など、医師による診療を受けることが出来る体制のある施設

【期間・頻度】

令和3年9月12日(延長)までに1回実施

【検査方法】

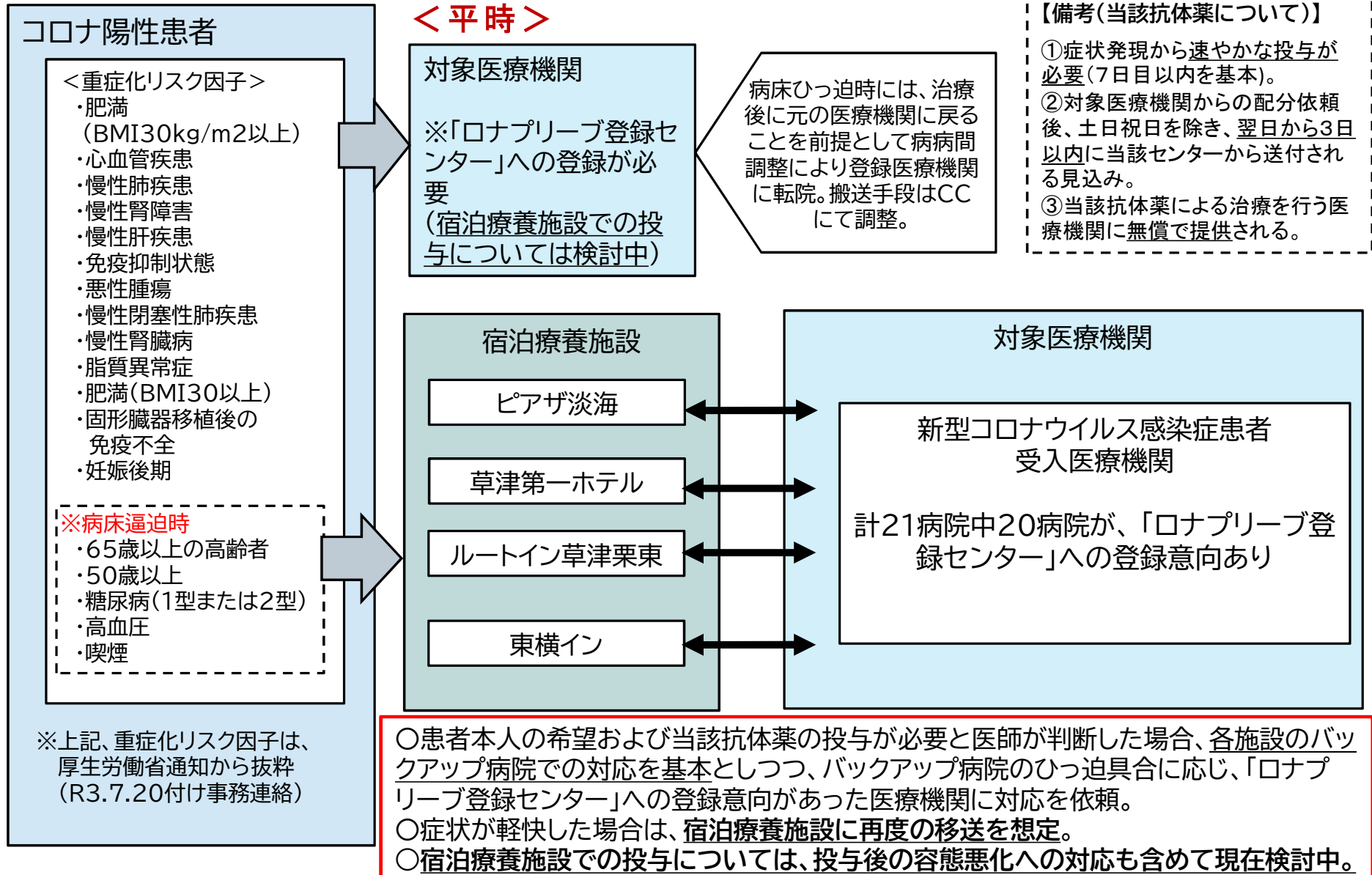
個別検体によるPCR検査（唾液）



実施状況（令和3年8月24日時点）

・691施設が申込済

新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の投与に係るフローについて



滋賀県における 緊急事態措置

区域：県内全域

期間：8月27日～9月12日

あなたと大切な人の命を
守るために！

～ゼロ密を目指そう！～

1. 不要不急の外出自粛の徹底
2. 催物（イベント等）の開催制限
3. 施設への休業要請等
 - 3-1 飲食店等に対する休業等
 - 3-2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等
 - 3-3 営業時間短縮要請等の問い合わせ先
4. 事業者の皆さまへのお願い
5. 公共交通機関への協力依頼
6. 大学等へのお願い
7. 県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応
8. 県立施設の対応等

1 不要不急の外出自粛の徹底

(特措法第45条第1項、第24条第9項に基づく要請)

県民の皆さまへのお願い！

• 外出は控えて（特に20時以降は徹底）

※ 通院、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

- 外出する場合は機会の半減を
- 極力家族やいつも一緒にいる仲間と少人数で
- 買い物の回数や人数を最低限に
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業等の要請に応じていない飲食店等の利用は控えて
- 路上、公園等における集団での飲酒は控えて
- 都道府県間の移動の自粛

県外の皆さまへのお願い！

• 滋賀県への不要不急の来県は控えて（特措法第24条第9項）

基本的な感染対策を徹底（特措法第24条第9項）

- 手洗い、マスクの着用
- 家庭・職場での感染対策を徹底
- 少しでも症状がある場合、早めに受診を

2 催物（イベント等）の開催制限

（特措法第24条第9項に基づく要請）

○開催する場合は、下記の目安で実施してください

期 間：8月27日(金)0時～9月12日(日)24時

※ 8月28日までにチケットの販売が開始されたものには下記の目安を適用しない。ただし、8月29日から、下記の目安を満たさないチケットの新規販売の停止をお願いします。

収 容 率

50%以下

かつ

人数上限

5,000人

開催時間

21時まで

○大規模イベントにおける感染防止策の事前相談について

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

○ 電話番号:077-528-1344

○ 開設時間:9:00～17:00(平日のみ)

3-1 飲食店等に対する休業等

(特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

- 飲食店等を営む皆さまに対し、以下の内容により要請します。

【要請内容】

(第45条第2項、第24条第9項)

- ① 対象期間 令和3年8月27日 0時～令和3年9月12日 24時
- ② 対象施設・要請内容 以下のとおり

施設の種類		要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む。)、 喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)またはカラオケ設備提供をする場合	休業
	【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ等※1で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮 (5時から20時まで)
	【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む。)		
	【結婚式場】		

※ 結婚式場は、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、なるべく(50人または収容定員の50%のいずれか小さいほう)での開催をお願いします。

- ③ 営業に際しての要請内容

要請内容

(特措法第45条第2項に基づく要請)

- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 入場者の整理および誘導
- 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 施設の消毒、換気
- マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知
- アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 「もしサポ滋賀」の登録およびQRコードの読み取りの呼びかけ
- 感染予防対策実施宣言書の掲示
- 業種別ガイドラインの遵守 (最新の業種別ガイドラインの確認を)

※ インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いします。

3-2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

① 営業時間短縮等

- 以下の施設の皆さまに対し、以下の内容により要請等を行います。

【要請内容】

1. 対象期間 令和3年8月27日 0時 ~ 令和3年9月12日 24時
2. 対象施設・要請内容 以下のとおり

(1) 商業施設等

施設の種類	内訳	内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く)	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮 20時まで 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮 20時まで
遊技施設(第9号)(※2)	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。 酒類提供等の自粛(※1)
遊興施設(第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など		
サービス業を営む施設(第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など		

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)
 ※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、第45条第2項に基づく要請の対象となる。

※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、第45条第2項に基づく要請の対象となる。

(2) イベント関連施設

施設の種類	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場、映画館等(第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮(イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮) 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮
集会・展示施設等(第5号)	集会場、公会堂 など	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> (イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮) 酒類提供等の自粛(※1)
展示施設等(第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など		
ホテル・旅館(第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る。)		
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮 (イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 酒類提供等の自粛(※1)
博物館等(第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	※オンライン配信の場合は時間短縮不要	※オンライン配信の場合は時間短縮不要

▶ イベント開催時は、人数上限等の要件の遵守を要請する。

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)
 ※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、第45条第2項に基づく要請の対象となる。

(3) その他の施設

施設の種類	内訳	要請内容
学校、社会福祉施設 (第1号～第3号)	幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校等、保育所、介護老人保健施設	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等(要請内容の詳細は、下記6のとおり) 感染防止対策の徹底
集会施設等(第5号)	葬祭場	(法に基づかない協力の呼びかけ) 酒類提供の自粛(酒類の店内持込含む。)
博物館等(第10号)	図書館	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策の徹底 (法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 適切な入場整理
遊興施設(第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶など(※1)	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 適切な入場整理
サービス業を営む施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	<ul style="list-style-type: none"> 店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛
学習支援施設 (第13号)	自動車教習所、学習塾など	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> オンラインの活用等

※1 インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いする。

② 入場者の整理等

(特措法第45条第2項)

- 商業施設(第7号)(1,000㎡超)の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」(以下「人数制限を含む入場者の整理等」という。)を行うこと。

(特措法第24条第9項)

- 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- 商業施設(第7号)以外の施設(1,000㎡超)の管理者等(上記①(1)(2)に限る)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。
- 感染防止のための「人数制限を含む入場者の整理等の実施」の状況をホームページ等で広く周知すること。
- 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止

(法に基づかない協力の呼びかけ)

- 商業施設(第7号)(1,000㎡以下)の管理者等は、「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- 商業施設(第7号)以外の施設(1,000㎡以下)の施設管理者等(上記①(1)(2)に限る)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。

③ 業種別ガイドライン

(特措法第24条第9項)

- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
(最新の業種別ガイドラインの確認を)

3-3 営業時間短縮要請等の問い合わせ先

「滋賀県営業時間短縮要請コールセンター」

- 開設時間: 平日 9時~17時
- 電話番号: 077-528-1341

4 事業者の皆さまへのお願い

(特措法24条第9項に基づく要請)

テレワーク・時差出勤等の徹底

- 「出勤者数の7割削減」を目指す
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤により人との接触機会を低減する取組を推進
- 職場に出勤する場合でも、会議はオンライン会議を推進

5 公共交通機関への協力依頼

(基本的対処方針に基づく協力の呼びかけ)

- JR、私鉄、バス等の交通事業者に対して、主要駅等における検温の実施等の協力を依頼

6 大学等へのお願い

(特措法24条第9項に基づく要請)

大学等に対しては、以下の対応を要請します。

1. 授業の実施方法

- 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため、オンラインの積極的な活用、またはクラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避

2. 感染防止策の徹底

- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底
- 発熱等の症状がある場合は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底

3. 感染リスクの高い活動の自粛

- 学生に対し、以下の行動の自粛徹底を呼びかけ
 - ・ クラスター発生のリスクがある部活動(特に、合宿や他校との練習試合)および課外活動
 - ・ 多人数が接触する活動および前後の会食
 - ・ 旅行・帰省や、友人宅での飲み会

7 県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応

県立学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」※における地域の感染レベルをレベル2からレベル3に引き上げ、以下の対応を行う。

※文部科学省の衛生管理マニュアルを踏まえ、県教育委員会が定めた学校の行動基準

県立学校等の感染対策のポイント

- 修学旅行は発令期間中に出発する旅行は延期
- 部活動は実施しない
 - ・ただし、全国・近畿大会等の公式大会への参加は可能とし、同大会に向けた練習については感染症対策を徹底して実施可能とする
- 学園祭・体育祭は準備行為を含め、延期または中止
- 登校等は各学校の実態を踏まえ、公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校ができるよう授業時間帯の変更や短縮授業の実施も可能とする
- びわ湖フローティングスクールは延期

※ 市町教育委員会に対して、上記内容を参考送付

8 県立施設の対応等

	内容	時期
●	県立施設については、休館または開館時間を短縮(詳細は別紙1)	(8/8~9/12)
●	湖岸緑地等の駐車場の閉鎖	(8/7~9/12)
●	「今こそ滋賀を旅しよう！」	<ul style="list-style-type: none"> 新規販売を一時停止(8/5~) 緊急事態宣言中の新規予約は停止
●	スポーツサイクルレンタル助成事業	新規受付を一時停止(8/5~)
●	GoToEat ※事業者には、早期の認証取得を要請	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き新規発行の一時停止 購入済の食事券等の利用もお控えください。

主な県立施設の状況

【令和3年8月26日更新】

別紙1

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	状況	期間	備考
県民交流センター	大津市におの浜1-1-20	077-527-3315	全館	9:00~21:00※注1 収容率50%以内	8月27日~9月12日	収容率の変更
びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	077-523-7133	全館	9:00~21:00※注2 収容率50%以内	8月27日~9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
文化産業交流会館	米原市下多良2丁目137	0749-52-5111	イベントホール、小劇場、練習室、会議室	9:00~21:00※注2 収容率50%以内	8月27日~9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
希望が丘文化公園	蒲生郡竜王町薬師1178	077-586-2111	芝生ランド等の広場および駐車場以外の施設	利用休止	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限
美術館	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-543-2111	全館	展示入替のため 休館中	8月23日~9月17日	
安土城考古博物館	近江八幡市安土町下豊浦6678	0748-46-2424	全館	入館者 1部屋50人以内	8月27日~9月12日	入館者数の制限
長浜バイオ大学ドーム(長浜ドーム)	長浜市田村町1320	0749-64-0808	全館	休館	8月27日~9月12日	
ウカルちゃんアリーナ(県立体育館)	大津市におの浜4-2-12	077-524-0221	全館	休館	8月27日~9月12日	
栗東体育館	栗東市上鈎514	077-551-1030	全館	休館	8月27日~9月12日	
武道館	大津市におの浜4-2-15	077-521-8311	全館	休館	8月27日~9月12日	
スポーツ会館	大津市御陵町4-1	077-522-0301	全館	休館	8月27日~9月12日	
アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3	077-547-5566	全館	休館	8月27日~9月12日	
オセアンBCスタジアム彦根(彦根総合運動場野球場)	彦根市松原町3028	0749-23-4911	全館	休館	8月27日~9月12日	
関西みらいローイングセンター(琵琶湖漕艇場)	大津市玉野浦6-1	077-545-2165	全館	休館	8月27日~9月12日	
ライフル射撃場	大津市大石東町鉦峠	077-546-0983	全館	休館	8月27日~9月12日	
OSPホッケースタジアム(伊吹運動場)	米原市春照105	0749-58-0105	全館	休館	8月27日~9月12日	
柳が崎ヨットハーバー	大津市柳が崎1-2	077-527-1141	全館	休館	8月27日~9月12日	
琵琶湖博物館	草津市下物町1091	077-568-4811	全館	休館	8月27日~9月12日	
矢橋帰帆島公園	草津市矢橋町字帰帆2108	077-567-1969	駐車場、バーベキュー・キャンプ、屋外スポーツ施設	閉鎖、利用休止	8月7日~9月12日	
苗鹿公園	大津市苗鹿三丁目1番1号	077-579-4816	駐車場、テニスコート	閉鎖、利用休止	8月27日~9月12日	
淡海環境プラザ	草津市矢橋町字帰帆2108	077-569-5306	全館	休館	8月27日~9月12日	
近江富士花緑公園	野洲市三上519	077-586-1930	宿泊施設、バーベキュー場	利用休止	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限
平和祈念館	東近江市下中野町431	0749-46-0300	全館	休館	8月27日~9月12日	
障害者福祉センター	草津市笠山8丁目5-130	077-564-7327	(1)スポーツ施設 (2)会議室	(1)利用休止 (2)9:30~17:00 (会議利用のみ)	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限 開館時間の短縮
視覚障害者センター	彦根市松原1丁目12-17	0749-22-7901	点字図書館	来館利用の制限 (電話・メール対応のみ)	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	状況	期間	備考
びわ湖こどもの国	高島市安曇川町北船木2981	0740-34-1392	虹の家(宿泊利用)キャンプ場	利用休止	8月28日～9月12日	駐車場、芝生広場、虹の家(宿泊除く)は利用可能
動物保護管理センター	湖南市岩根136-98	0748-75-1911	啓発施設	利用休止	8月27日～9月12日	譲渡前講習会は事前予約制に制限
男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4	0748-37-3751	全館	9:00～20:00 収容率50%以内	8月8日～9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	0748-83-0909	陶芸館	入館者50人以内	8月27日～9月5日	陶芸館の展示は9/5まで
畜産技術振興センター	蒲生郡日野町山本695	0748-52-1221	ふれあい広場	閉鎖、利用休止	8月27日～9月12日	
醒井養鱒場	米原市上丹生	0749-54-0301	全域	休場	8月27日～9月12日	
琵琶湖岸の県営都市公園(湖岸緑地)・自然公園園地		077-528-4281 077-528-3481	駐車場、バーベキュー・キャンプ	閉鎖、利用休止	8月7日～9月12日	
奥びわスポーツの森	長浜市早崎町1667	0749-72-2548	多目的運動広場 テニスコート グラウンドゴルフ場 会議室	利用休止	8月27日～9月12日	一部施設の利用制限
びわこ文化公園	大津市瀬田南大萱1740-1	077-543-5831	集会室 茶室夕照庵	利用休止	8月27日～9月12日	一部施設の利用制限
長浜バイオ大学ドーム宿泊研修館(長浜ドーム宿泊研修館)	長浜市田村町1411-1	0749-64-2880	全館	原則開館 ただし、個人利用は一部制限あり	当面の間	
図書館	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-548-9691	全館	通常どおり (混雑状況により、入館制限をする可能性あり)	8月27日～9月12日	・短時間(30分以内)利用の呼びかけ ・座席の削減
琵琶湖モーターボート競走場	大津市茶が崎1-1	077-522-1122	外向発売所(レイクルびわこ)	8:00～20:00	8月8日～9月12日	開館時間の短縮

※注1 イベント開催がない場合は19時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※注2 イベント開催がない場合は20時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 休館や営業時間の短縮等の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請等について

令和3年(2021年)8月26日
滋賀県新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、下記のとおり協力の要請等を行う。

記

1 感染対策の徹底 (特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・ 基本的な感染対策の徹底(手洗い、マスクの着用など)
- ・ 家庭でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践
- ・ 家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。特に、グラスや箸の共用を控え、会食時であっても会話の際にはマスクを着用
- ・ 感染者が多数確認されている地域などではより注意して行動
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

2 施設・事業所における感染防止策の徹底 (特措法第45条第2項、 第24条第9項に基づく要請)

- ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・ テレワーク・時差出勤の徹底(出勤者数7割削減目標)
- ・ 会議や商談時の感染対策の徹底
- ・ 商業施設では、入場者の整理(入場制限を含む。)など、混雑回避の取組を
- ・ 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等の実施」など、混雑回避の取組を

3 外出について (特措法第 45 条第 1 項、第 24 条第 9 項に基づく要請)

- (1) 対象地域 滋賀県全域
- (2) 対象期間 令和3年8月27日0時から9月12日24時まで
- (3) 要請内容
 - ・ 不要不急の外出・移動自粛の徹底(特に、20時以降は徹底)(生活や健康の維持に必要な場合は除く)
 - ・ 極力家族や、普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動
 - ・ 買い物の回数や人数を最低限にする
 - ・ 混雑する場所への外出機会を半減させる
 - ・ 営業時間の短縮を要請している時間以降、飲食店等の利用を厳に控える
 - ・ 休業要請または営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用も厳に控える
 - ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用も厳に控える

4 イベント開催について (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

(1) イベントを開催する場合は以下の目安で開催

- ① 対象地域 滋賀県全域
- ② 開催時間 21時まで
- ③ 対象期間 令和3年8月27日0時から9月12日24時まで(※1)
- ④ 人数上限・収容率

<基本的な考え方>

必要な感染防止策を担保した場合には、収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする(※2)。

収容率の目安	人数上限の目安
50%以内	5,000人

※1 8月28日までに販売されたチケットは、上記の目安を満たさずとも、キャンセル不要とする。ただし、8月29日以降、上記の開催目安を満たさないチケットの新規販売を停止すること。8月29日以降に販売開始されるチケットは、上記の開催目安を満たすこと。

※2 収容定員がない場合は、十分な人と人との距離(1m)が確保できる人数

(2) 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

- 電話番号:077-528-1344
- 開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

5 休業要請等について (特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

<営業時間短縮等に関する要請内容>

(1) 飲食店等に対する営業時間短縮

飲食店の皆さまに対し、以下の内容により営業時間短縮を要請

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月27日0時から9月12日24時まで
- ② 対象区域 滋賀県全域
- ③ 対象施設

対象施設	
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等 (宅配、テイクアウトサービスは除く。)
遊興施設	接待(※)を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ここでの接待とは飲食店の接待従事者等によるものを意味する。
カラオケ	カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む。)
結婚式場	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場

④ 休業・営業時間短縮要請

休業・営業時間短縮	
酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)またはカラオケ設備提供をする場合	休業

酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)およびカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮 (5時から 20 時まで)
---	-------------------------

⑤ 営業に際しての要請内容

内容
<p>(第 45 条第2項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ● 入場者の感染防止のための整理および誘導 ● 手指消毒設備の設置 ● 施設の消毒 ● マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知 ● 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む) ● 施設の換気 ● アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策 <p>(第 24 条第9項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「もしサポ滋賀」の登録および QR コードの読み取りの呼びかけ ● 感染予防対策実施宣言書の掲示 ● 業種別ガイドラインの遵守

- (2) 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (第 45 条第 2 項)
(第 24 条第 9 項)

以下の施設について、営業時間短縮を要請

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月27日0時から9月 12 日 24 時まで(※3は、8月 20 日から)
- ② 対象区域 滋賀県全域
- ③ 対象施設

(商業施設)

施設の種類	内訳	1,000 m ² 超	1,000 m ² 以下
遊技施設 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど	(特措法第24条第9項)	(法に基づかない協力の呼びかけ)
遊興施設 (第11号) (※2)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	・20時までの営業時間短縮(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。)	・20時までの営業時間短縮(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。)
サービス業を営む施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	・上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1)	・酒類提供等の自粛(※1)
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など		

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備使用自粛

※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法45条第2項に基づく要請の対象となる。

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	1,000 m ² 超	1,000 m ² 以下
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	(特措法第24条第9項)	(法に基づかない協力の呼びかけ)
集会施設等 (第5号)	集会場、公会堂 など	・21時までの営業時間短縮(イベント開催以外の場合は、20	・21時までの営業時間短縮 (イベント開催以外の

展示施設等 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	時までの営業時間短縮) ・ 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	場合は、20 時までの営業時間短縮) ・ 酒類提供等の自粛(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要
ホテル・旅館 (第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る。)		
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	(特措法第24条第9項) ・20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 酒類提供等の自粛(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など		

➤ イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。(第24条第9項)

※1:酒類提供等の実施:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)
およびカラオケ設備使用自粛

(その他の施設)

施設の種類	内訳	要請内容
学校、社会福祉施設 (第1号～第3号)	幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校等、保育所、介護老人保健施設	(特措法第24条第9項) ・学校等において、感染リスクの高い活動等の制限 ・大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等 ・感染防止対策の徹底
集会施設等 (第5号)	葬祭場	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・酒類提供の自粛(酒類の店内持込含む。)
博物館等 (第10号)	図書館	(特措法第24条第9項) ・感染防止対策の徹底 (法に基づかない協力の呼びかけ) ・適切な入場整理
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶など(※1)	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・適切な入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛
サービス業を営む施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	
学習支援施設 (第13号)	自動車教習所、学習塾 など	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・オンラインの活用等

<入場者の整理等に関する要請内容>

(特措法第 45 条第 2 項)

- ・商業施設(第7号)(1,000 m²超)の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」(以下「人数制限を含む入場者の整理等」という。)を行うこと。

(特措法第 24 条第 9 項)

- ・百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- ・商業施設(第7号)以外の施設(1,000 m²超)の管理者等(上記(2)内の(その他の施設)を除く。)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。
- ・感染防止のための「人数制限を含む入場者の整理等の実施」の状況をホームページ等で広く周知すること。
- ・発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止

(法に基づかない協力の呼びかけ)

- ・商業施設(第7号)(1,000 m²以下)の管理者等は、「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- ・商業施設(第7号)以外の施設(1,000 m²以下)の施設管理者等(上記(2)内の(その他の施設)を除く。)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。

<業種別ガイドラインに関する要請内容>

(特措法第 24 条第 9 項)

- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。(最新の業種別ガイドラインの確認を)

6 事業者への要請について (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- ・テレワーク、時差出勤等の徹底
- ・「出勤者数の7割削減」を目指す
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- ・出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤により人との接触機会を低減する取組を推進
- ・職場に出勤する場合でも、会議はオンライン会議を推進

7 大学等への要請について (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- ・ 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため、オンラインの積極的な活用、またはクラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避
- ・ 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底
- ・ 発熱等の症状がある場合は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底
- ・ クラスタ発生リスクのある部活動(特に、合宿や他校との練習試合)および課外活動の自粛徹底
- ・ 多人数が接触する活動および前後の会食の自粛徹底
- ・ 旅行・帰省や、友人宅での飲み会の自粛徹底

8 公共交通機関への協力依頼について (基本的対処方針に基づく協力の呼びかけ)

- ・ JR、私鉄、バス等の交通事業者に対して、主要駅等における検温の実施等の協力を依頼

滋賀県における緊急事態措置 による事業者支援について

9. 飲食店等に対する協力金

10. 飲食店等以外に対する協力金

11. 酒類販売事業者に対する支援金

12. 事業継続支援金

13. 中小企業者の資金繰りに対する支援

9 - 1 飲食店等に対する協力金

●まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

対象区域	重点措置を講じる区域 (県内13市)	その他の区域 (県内6町)
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ 3万円/日～10万円/日	1店舗あたり売上高に応じ 2.5万円/日～7.5万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円※) ※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額	

※中小企業等については、早期給付を実施（8月16日～27日）
重点措置を講じる区域：36万円、その他の区域：30万円

9 - 2 飲食店等に対する協力金

● 緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

対象区域	<u>緊急事態措置を講じる区域</u> <u>（県内全域）</u>
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ <u>4</u> 万円/日～10万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 （中小企業も選択可。上限20万円※） ※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額
<u>カラオケ店</u>	<u>食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店</u> <u>（売上高等に関わらず一律2万円）</u>

10-1 飲食店等以外に対する協力金

● まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

■ 対象地域 重点措置を講じる区域（県内13市）

■ 支給額

商業施設等、
イベント関連施設
(1,000㎡超の施設)

商業施設等、イベント関連施設
のテナント、出店者

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

(10以上のテナントを所有している施設について
は、1店舗あたり2千円/日を追加支給)

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

10-2 飲食店等以外に対する協力金

● 緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

■ 対象地域 緊急事態措置を講じる区域（県内全域）

■ 支給額

商業施設等、
イベント関連施設
(1,000㎡超の施設)

商業施設等、イベント関連施設
のテナント、出店者

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

(10以上のテナントを所有している施設について
は、1店舗あたり2千円/日を追加支給)

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

11 酒類販売事業者に対する支援金

対象月	8月および9月
対象者	酒類販売事業者
要件	<ul style="list-style-type: none">・ 県内に本社または本店があること。・ 国の月次支援金の給付決定を受けていること。・ まん延防止等重点措置の適用および緊急事態宣言による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請・休業要請に応じた飲食店との取引があること。・ 月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少していること。
支給金額	<p>以下の①または②のいずれか小さい金額</p> <p>①ア 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>50%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限20万円/月</u>、個人事業主：<u>上限10万円/月</u></p> <p>イ 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>70%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限40万円/月</u>、個人事業主：<u>上限20万円/月</u></p> <p>ウ 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>90%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限60万円/月</u>、個人事業主：<u>上限30万円/月</u></p> <p>②売上減少額から月次支援金の給付額を控除した額</p>

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

12-1 事業継続支援金（第2期）

対象月	7 - 8月	
対象者	ア:国の「月次支援金」を2021年の7月～8月のいずれかの月で受給した県内中小企業等 イ:新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の7月～8月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは7月と8月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期・第3期）との併給可
※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

12-2 事業継続支援金（第3期）

対象月	9 - 10月	
対象者	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の9月～10月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは9月と10月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期・第2期）との併給可
※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

13 中小企業者の資金繰りに対する支援

資金名	短期事業資金（コロナ枠）
資金用途	・商品の仕入れ、代金決済、従業員等の給与等に要する運転資金 ・ <u>国や県等が交付する補助金等が交付されるまでのつなぎ資金</u>
融資対象者	中小企業者（原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円である者に限る。）、事業協同組合、企業組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合
融資限度額	<u>1,000万円</u> （従来：1,500万円）
融資利率	年2.2% <u>以内</u> （従来：年2.2%）
融資期間	1年以内
信用保証	<u>必ず保証付き</u> （従来：必要に応じて保証） 保証料率年0% <u>（全額、県が補助）</u> （従来：保証料率年0.45%～1.9%）
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる

※従来の「短期事業資金（通常枠）」に、コロナ枠を追加

14 月次支援金（国）

要件		<ul style="list-style-type: none">対象月の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少
給付額		2019年または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上
給付額 上限	中小法人等	上限20万円／月
	個人事業者等	上限10万円／月

※協力金との併給不可

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

ワクチン接種について

資料3

一般向けワクチン接種状況

1回目接種済人数	全年代	646,518人	45.5%
	12-39歳	83,188人	19.4%
	40-64歳	226,873人	48.2%
	65歳以上	336,457人	92.0%

2回目接種済人数	全年代	494,052人	34.8%
	12-39歳	38,290人	8.9%
	40-64歳	125,281人	26.6%
	65歳以上	330,481人	90.4%

令和3年8月23日まで ワクチン接種状況ダッシュボードから転記

市町へのワクチンの配布状況

	配送週および箱数													箱数計
	第1クール	第2クール	第3クール	第4クール	第5クール	第6クール	第7クール	第8クール	第9クール	第10クール	第11クール	第12クール	第13クール	
	4月5日の週	4月12日の週	4月19日の週	4月26日の週 +5月3日の週	5月10日の週 +5月17日の週	5月24日の週 +5月31日の週	6月7日の週 +6月14日の週	6月21日の週 +6月28日の週	7月5日の週 +7月12日の週	7月19日の週 +7月26日の週	8月2日の週 +8月9日の週	8月16日の週 +8月23日の週	8月30日の週 +9月6日の週	
大津市	1	2	2	14	16	38	39	49	25	20	24	29	30	289
草津市		1	1	5	11	16	14	12	12	8	12	14	10	116
守山市	1			3	14	10	6	5	9	9	6	6	3	72
栗東市			1	2	8	4	5	5	7	8	6	7	6	59
野洲市			1	2	3	5	9	7	4	4	4	5	3	47
甲賀市		1	0.2	5	15	7	8	11	10	5	7	7	9	85.2
湖南市			0.8	3	6	6	2	8	13	4	5	5	5	57.8
東近江市		1	1	5	16	11	14	13	7	7	8	9	11	103
近江八幡市		1.7		4	8	9	8	11	7	5	7	8	7	75.7
日野町		0.2		1	6	2	2	1	1	2	1	2	1	19.2
竜王町		0.1		1	2	3	0	2	3	1	1	1	1	15.1
彦根市		1.7		5	11	14	15	11	10	7	9	10	7	100.7
愛荘町		0.1		1	5	2	1	1	3	2	2	2	2	21.1
豊郷町		0.1		1	2	0	1	0	1	1	1	1	0	8.1
甲良町		0.1		1	2	1	0	1	1	1	1	1	0	9.1
多賀町		0.1		1	2	2	0	1	1	1	1	1	0	10.1
長浜市		1	1	5	14	15	10	16	10	8	8	9	10	107
米原市			1	2	4	4	5	4	1	4	2	4	3	34
高島市			1	3	12	8	5	5	4	3	4	4	3	52
(合計)	2	10	10	64	157	157	144	163	129	100	109	125	111	1,281
増減率		500%	100%	640%	245%	100%	92%	113%	79%	78%	109%	115%	89%	

ワクチン接種の副反応について

副反応疑い報告数

○ワクチン接種は、体内に異物を投与し免疫反応を誘導し、感染症に対する免疫を付与すること目的として行われるため、効果とともに、副反応が生じうる。

○本県の医療機関から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に『新型コロナワクチンの接種後の副反応疑い』として報告がなされたものとして、厚生労働省から県に情報提供があったものを集計。

○ワクチン接種後には、接種と因果関係のない偶発的な事象も生じるが、因果関係が不明な場合も含めて、副反応を疑う事例として広く収集し、評価の対象としている。

令和3年8月23日現在

	副反応疑い報告数			年代別	
		うち重篤		64歳以下	65歳以上
			うち死亡		
男性	34	18	5	17	17
女性	99	31	3	67	32
不明	0	0	0	0	0
合計	133	49	8	84	49

※ 死亡の8例すべてについて、医療機関からはワクチン接種との因果関係が評価不能と報告されている。

専門相談窓口 相談件数

医療機関からのワクチンに関する専門的な問い合わせや、県民からのワクチンの副反応、効果等について、市町での対応が困難な相談に対応するための窓口を設置

総件数		手段内訳			内容内訳			
		電話	FAX	メール	接種後の副反応の相談	接種前の副反応の心配	副反応以外の医療に係る相談	その他
日中	20,267	20,162	19	86	4,893	3,304	1,528	10,542
夜間	3,088	3,084	0	4	1,952	228	466	442
合計	23,355	23,246	19	90	6,845	3,532	1,994	10,984

※1 日中...午前9時から午後6時まで、夜間(4/12から)...午後6時から午前9時まで

令和3年3月1日～令和3年8月22日

※2 その他...当窓口で本来対応すべき内容ではないワクチン接種に関する苦情や接種の予約など

広域ワクチン接種センターについて

運営状況

月日		接種人数(単位:人)									要看護件数(単位:人)										
		南部			北部			計			南部		北部		計						
		予約者 へ接種	キャンセル 余剰分接種	うち 県職員	計	予約者 へ接種	キャンセル 余剰分接種	うち 県職員	計	予約者 へ接種	キャンセル 余剰分接種	うち 県職員	計	看護件数	うち 医師 対応	症状	看護件数	うち 医師 対応	症状	看護件数	うち 医師 対応
7月10日 ~16日	1	2,990	37	(34)	3,027	1,894	46	(29)	1,940	4,884	83	(63)	4,967	17	(15)	気分不良、接種 部位の腫れ、嘔 吐(救急搬送1 件)	11	(5)	発疹、気分不良、 めまい、吐き気	28	(20)
7月17日 ~23日	2	3,416	59	(58)	3,475	2,273	17	(15)	2,290	5,689	76	(73)	5,765	24	(14)	気分不良、嘔吐、 めまい	7	(6)	気分不良、血圧 低下、頭痛、手足 の痺れ	31	(20)
7月24日 ~30日	3	3,134	58	(52)	3,192	1,954	61	(52)	2,015	5,088	119	(104)	5,207	13	(10)	気分不良(救急 搬送1件)、迷走 神経反射、吐き 気、めまい	18	(16)	気分不良、めま い、痺れ、発疹、 迷走神経反射	31	(26)
7月31日 ~8月6日	4	1,717	42	(41)	1,759	1,104	46	(43)	1,150	2,821	88	(84)	2,909	7	(6)	気分不良、めま い、発疹	9	(7)	気分不良、手の 痺れ、頭痛	16	(13)
8月7日 ~13日	5	1,327	57	(52)	1,384	1,172	40	(38)	1,212	2,499	97	(90)	2,596	19	(14)	気分不良、脱力感、 吐き気、痺れ(救急 搬送1件)、しびれ、 眩暈(救急搬送・入 院1件)	24	(17)	気分不良、頭痛、 吐き気、痺れ、発 疹	43	(31)
8月14日 ~20日	6	1,068	43	(34)	1,111	1,097	29	(25)	1,126	2,165	72	(59)	2,237	16	(8)	気分不良、めま い、迷走神経反 射	8	(8)	気分不良、手の 痺れ、発疹、尋麻 疹	24	(16)
計		13,652	296	(271)	13,948	9,494	239	(202)	9,733	23,146	535	(473)	23,681	96	(67)		77	(59)		173	(126)
		6,073			6,073	4,073			4,073	10,146			10,146								

※ 上段:1回目接種、下段:2回目接種

- 8月21日(土)から接種対象者を16歳以上の①県内居住者・②県内への通勤・通学者に拡大
- 9月3日(金)から毎週金曜日、30歳未満の方(16~29歳)に限定し、南部会場に夜間の接種時間帯を追加

職域接種について

経緯

- 6月8日から職域接種の申請を開始し、6月21日から接種スタート。
- 6月25日金曜日の午後5時をもって申請を一時休止。(6月23日河野大臣記者会見において発表)
- 接種開始未定の各会場に順番を定め、毎週、何番目までの会場にワクチンを配送できるかお知らせする。(7月16日河野大臣記者会見より)
- 7月21日河野大臣記者会見「お待ちいただいている申請済みの職域接種は、全て8月中にワクチンの供給を開始できる見込み」
- 職域接種や大学拠点接種に関し、待機状態になっている会場への配送が月内には可能となる見通し。(8月20日河野大臣オンライン記者会見)

申請状況等

ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、6月21日から、企業や大学等において、職域(学校等を含む)単位でのワクチン接種開始

◆**県内事業所からの8月20日現在の**
申請件数: 73件 承認件数: 54件

<8月20日現在>

- ・接種予定人数の多い事業所・大学には、国から人数精査の依頼が入っている。
- ・申請取り下げ16件(理由: ワクチン見通しが立たないため、1,000人確保できないため)